

# 中野区介護保険の運営状況（平成27年度）

平成28年10月

中野区区民サービス管理部介護保険担当

## 目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者	2
3	要介護認定・要支援認定	5
4	介護サービスの利用	11
5	地域支援事業	27
6	介護保険料	36
7	介護サービス事業所	44
8	介護保険の円滑な利用のための各種施策	47
9	介護保険制度の広報活動	58
10	介護保険部会	61
補足資料		
	介護保険特別会計の決算状況	63
	介護保険制度発足後の推移	65

- 注 1 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- 2 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
- 3 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が平成27年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。

# 1 中野区の人口構成

平成 28 年 4 月現在の中野区の人口は 323,688 人であり、そのうち高齢者人口（65 歳以上の人口）は 67,116 人（構成比 20.7%）、0 歳から 64 歳までの人口は 256,572 人（構成比 79.2%）となっている。

年齢区分別の人口をみると、0 歳から 39 歳までの人口は平成 25 年度減少傾向が見られていたが、平成 26 年 4 月以降は増加に転じている。40 歳から 64 歳までの人口、65 歳以上の高齢者人口は毎年増加している。

年齢区分別の人口構成比は、65 歳以上の高齢者人口の構成比が毎年増加していたが、平成 28 年 4 月は減少している。後期高齢者の構成比は前期高齢者の構成比を平成 26 年 4 月まで毎年上回っていたが、平成 27 年 4 月は同率となり、平成 28 年 4 月にはまた後期高齢者の構成比が上回った。

表 1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年 4 月 1 日)

区 分		平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	
全国 (単位: 万人・%)	人口	合計	12,757	12,735	12,714	12,694	12,699
		0歳～39歳	5,366	5,269	5,173	5,086	5,023
		40歳～64歳	4,367	4,326	4,292	4,259	4,242
		高齢者人口	3,024	3,140	3,249	3,349	3,435
		65歳～74歳	1,524	1,591	1,668	1,731	1,761
		75歳以上	1,499	1,549	1,580	1,618	1,674
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	42.1	41.4	40.7	40.1	39.6
		40歳～64歳	34.2	34.0	33.8	33.6	33.4
		高齢者人口	23.7	24.7	25.6	26.4	27.0
		65歳～74歳	11.9	12.5	13.1	13.6	13.9
		75歳以上	11.8	12.2	12.4	12.7	13.2
中野区 (単位: 人・%)	人口	合計	311,132	312,303	315,003	318,530	323,688
		0歳～39歳	148,445	147,402	147,801	148,933	151,589
		40歳～64歳	100,914	101,223	102,042	103,341	104,983
		高齢者人口	61,773	63,678	65,160	66,256	67,116
		65歳～74歳	29,529	30,769	32,066	33,005	33,185
		75歳以上	32,244	32,909	33,094	33,251	33,931
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	47.7	47.2	46.9	46.8	46.8
		40歳～64歳	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4
		高齢者人口	19.9	20.4	20.7	20.8	20.7
		65歳～74歳	9.5	9.9	10.2	10.4	10.3
		75歳以上	10.4	10.5	10.5	10.4	10.5

## 2 被保険者

介護保険の加入者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険に加入する第2号被保険者に区分される。

### (1) 第1号被保険者

#### ① 被保険者数の推移

第1号被保険者は増加傾向にあり、平成23年以降、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が、前期高齢者の割合を上回っている。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年3月末日)

区分		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
人数	第1号被保険者数	62,264	64,214	65,726	66,892	67,779
	65歳～74歳	29,577	30,825	32,114	33,044	33,239
	75歳以上	32,687	33,389	33,612	33,848	34,540
構成比	第1号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	47.5	48.0	48.9	49.4	49.1
	75歳以上	52.5	52.0	51.1	50.6	50.9

※住所地特例及び他住所地特例により、第1号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。  
住所地特例及び他住所地特例については「(3) 住所地特例」参照。

#### ② 異動事由の推移

転出者が転入者を上回っているが、死亡者数よりも65歳到達者数がさらに多いことから、第1号被保険者数は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由 (単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成23年度	641	5	3,509	0	9	4,164
平成24年度	655	7	4,461	1	4	5,128	
平成25年度	619	3	4,158	0	3	4,783	
平成26年度	611	5	3,981	0	3	4,600	
平成27年度	756	4	3,508	0	8	4,276	
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成23年度	937	26	2,232	3	13	3,211
平成24年度	913	7	2,246	0	12	3,178	
平成25年度	1,009	36	2,217	0	9	3,271	
平成26年度	976	33	2,415	0	10	3,434	
平成27年度	988	34	2,354	0	13	3,389	

※「職権復活」・「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した方  
 ※「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した方  
 ※「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した方

## (2) 第2号被保険者

表4 第2号被保険者の推移

(単位:人 各年3月末日)

平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
98,862	99,083	102,397	103,667	102,599

※医療保険に加入していない生活保護受給者は第2号被保険者から除外される。

## (3) 住所地特例

中野区に住所を有する65歳以上の方及び医療保険に加入する40歳以上65歳未満の方は原則として中野区の被保険者となる。ただし、他区市町村の介護保険施設等に入所し、その施設所在地に住所を変更した場合には、例外として変更先区市町村ではなく変更前の住所地(中野区)の被保険者となる。これを住所地特例という。

逆に、他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区ではなく従前の住所地の被保険者となる。これを他住所地特例という。

中野区の住所地特例取扱者は表5のとおり推移している。なお、住所地特例取扱者数が他住所地特例取扱者を上回るため、第1号被保険者数は高齢者人口を上回る。

表5 住所地特例取扱者数の推移

(単位:人 各年3月末日)

		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
第1号被保険者	住所地特例	619	631	686	741	792
	他住所地特例	100	94	99	95	108
第2号被保険者	住所地特例	4	3	2	1	2
	他住所地特例	2	2	1	1	1

## (4) 第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違い

### ① 保険料の徴収方法

第1号被保険者の保険料は、介護保険の被保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の被保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

## ② 介護保険サービスの利用

第1号被保険者が介護を要する状態となった場合、その原因を問わず、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる。

一方、第2号被保険者が介護サービスを利用できるのは、加齢が原因とされる特定の16疾病（特定疾病・下記参照）により介護を要する状態になり、要介護認定を受けた場合に限られる。

※介護保険の特定疾病（16種類）

- ・がん末期 ・初老期の認知症 ・脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など） ・筋委縮性側索硬化症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ・脊髄小脳変性症
- ・多系統委縮症 ・糖尿病の合併症（網膜症・腎症・神経症） ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患 ・変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）
- ・関節リウマチ ・後縦靭帯骨化症 ・脊柱管狭窄症 ・骨折をともなう骨粗しょう症
- ・早老症

### 3 要介護認定・要支援認定

介護保険のサービスを利用するには要介護認定又は要支援認定を受ける必要がある。

被保険者から要介護（要支援）認定の申請がなされると、区は心身の状態等を把握するための訪問調査を行うとともに、主治医に対して疾病状況等に関する意見書の提出を求める。

介護認定審査会は、訪問調査票の基本調査項目の調査内容と主治医意見書の一部を用いて行った一次判定結果、主治医意見書及び訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護状態（要支援状態）区分の判定を行う。

#### （１）要介護（要支援）認定申請

要介護（要支援）認定の申請は、地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域事務所で受け付ける。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできる。

要介護（要支援）認定の申請件数は表6のとおり推移している。なお、認定有効期間については、更新申請は平成 22 年度より最長 24 か月まで、区分変更申請は平成 23 年度より最長 12 か月まで、新規申請は平成 24 年度より最長 12 か月まで延長できるようになった。これに伴い、申請件数は毎年増減がある。

表 6 要介護（要支援）申請の種類別申請件数の推移 (単位：件)

区分	新規	更新	変更	転入	合計
平成23年度	3,353	8,680	1,815	133	13,981
平成24年度	3,315	8,173	2,019	171	13,678
平成25年度	3,208	8,291	1,965	148	13,612
平成26年度	3,410	8,168	2,131	156	13,865
平成27年度	3,340	8,559	2,097	160	14,156

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したものの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

## (2) 要介護（要支援）認定者の推移

### ① 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、毎年増加が続いている。

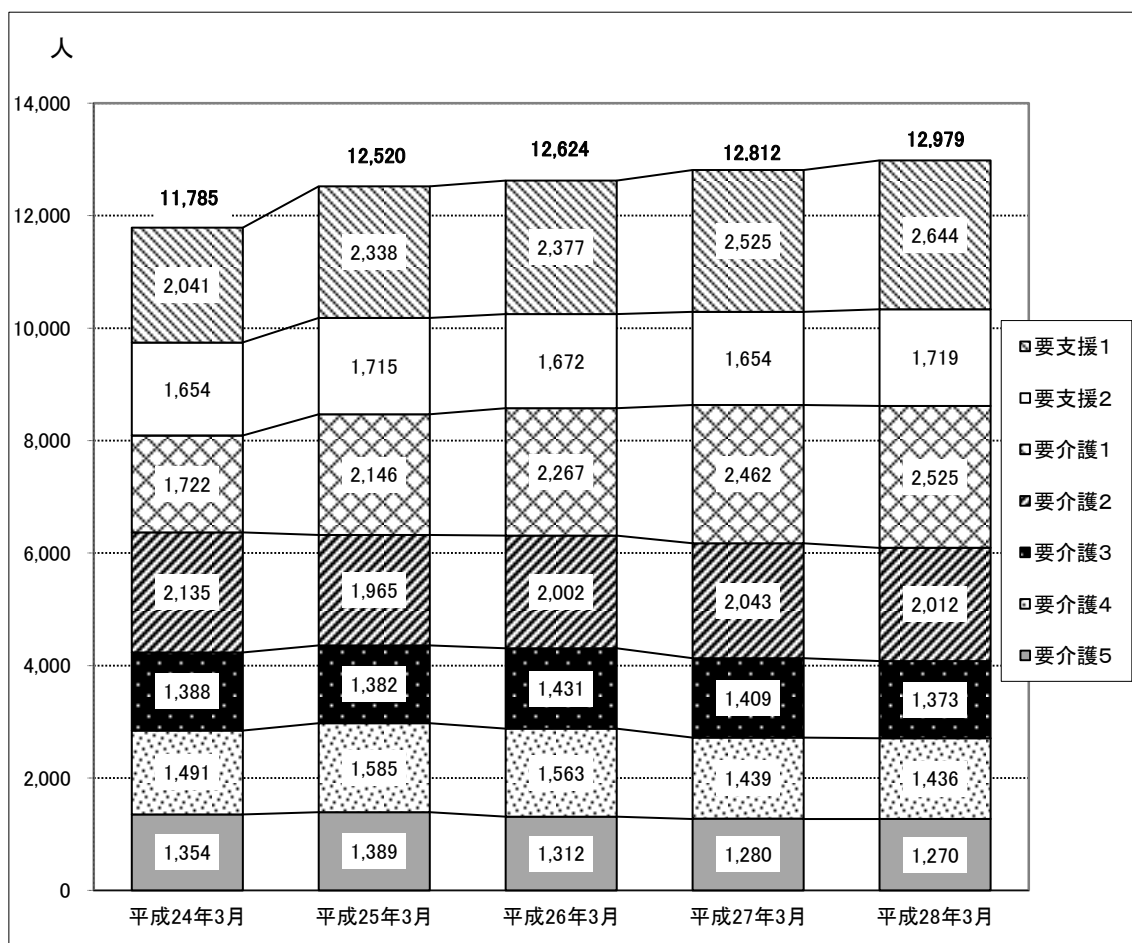
表7 要介護（要支援）認定者数の推移 (単位：人 各年3月末日)

区分	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
要支援1	2,067	2,366	2,400	2,554	2,675
要支援2	1,701	1,763	1,706	1,691	1,756
要介護1	1,760	2,187	2,302	2,500	2,567
要介護2	2,207	2,019	2,056	2,100	2,070
要介護3	1,428	1,425	1,463	1,421	1,396
要介護4	1,509	1,609	1,586	1,458	1,456
要介護5	1,409	1,425	1,344	1,309	1,296
計	12,081	12,794	12,857	13,033	13,216

要介護（要支援）の認定を受けた方のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の認定者数は、グラフ8及びグラフ9のとおり推移している。

グラフ8 要介護（要支援）認定者のうち第1号被保険者の推移

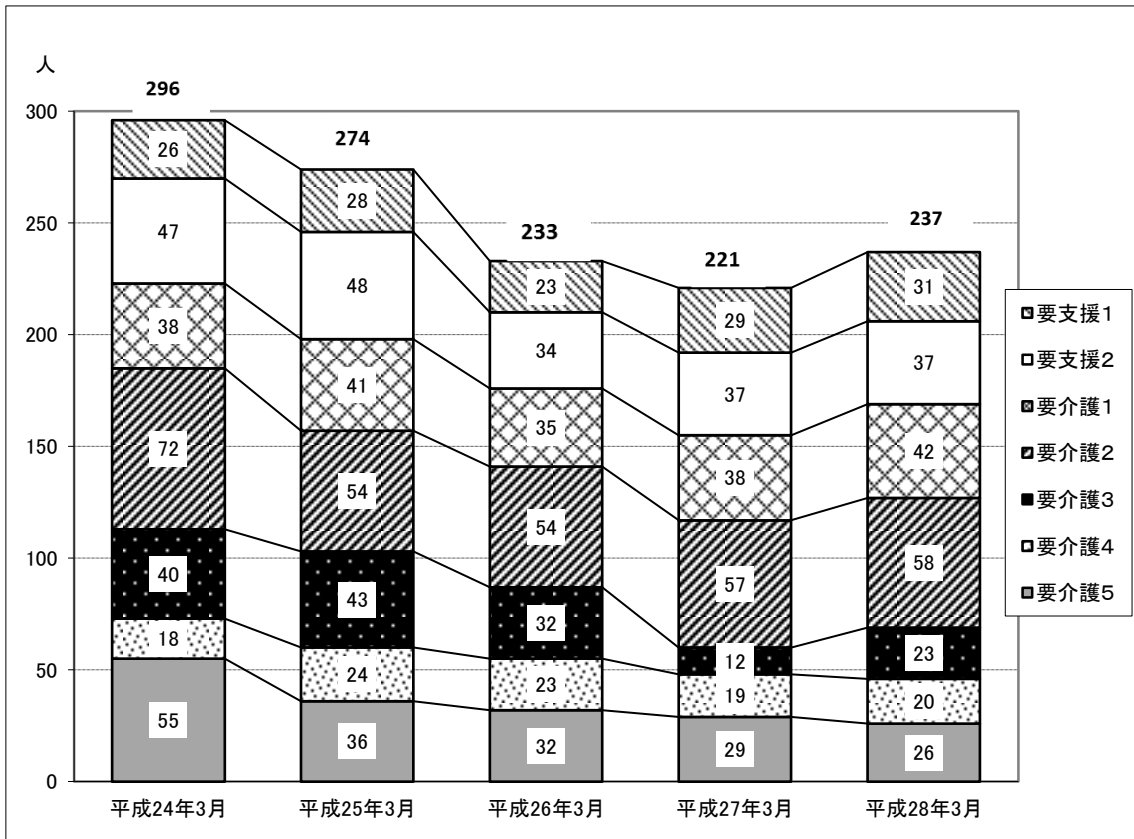
(各年3月末日)





グラフ9 要介護（要支援）認定者のうち第2号被保険者の推移

（各年3月末日）



② 第1号被保険者の認定者数・認定率

ア 認定率の推移

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者の区分に応じ年度ごとに認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の推移をみると、表10のとおりとなる。

表10 第1号被保険者の認定率の推移 (単位：人、% 各年3月末日)

区分		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
被保険者数	第1号被保険者	62,264	64,214	65,726	66,892	67,779
	65歳～74歳	29,577	30,825	32,114	33,044	33,239
	75歳以上	32,687	33,389	33,612	33,848	34,540
認定者数	第1号被保険者	11,785	12,520	12,624	12,812	12,979
	65歳～74歳	1,324	1,438	1,457	1,498	1,471
	75歳以上	10,461	11,082	11,167	11,314	11,508
認定率	第1号被保険者	18.93	19.50	19.21	19.15	19.15
	65歳～74歳	4.48	4.67	4.54	4.53	4.43
	75歳以上	32.00	33.19	33.22	33.43	33.32

## イ 認定率の年齢別比較

平成 28 年 3 月末日現在の、第 1 号被保険者に占める認定者数の割合を示す認定率を、年齢 5 歳刻みの区分ごとに算出し比較すると、表 11 のとおりとなる。

表 11 第 1 号被保険者の年齢別認定率（5 歳刻み）（単位：人、％）

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
被保険者	18,955	14,284	12,268	10,910	6,922	3,351	938	151	67,779
認定者	568	903	1,599	3,053	3,507	2,411	796	142	12,979
認定率	3.00	6.32	13.03	27.98	50.66	71.95	84.86	94.04	19.15

## ウ 全国、東京都、中野区の認定率及び認定者の状況比較

### i 要介護度別認定率の比較

平成 28 年 3 月末日現在で全国及び東京都平均と比較すると、要支援 1 の認定率を除き同じくらいの数値となっている。

表 12 第 1 号被保険者の認定者数・認定率の全国・都・区比較（単位：人、％）

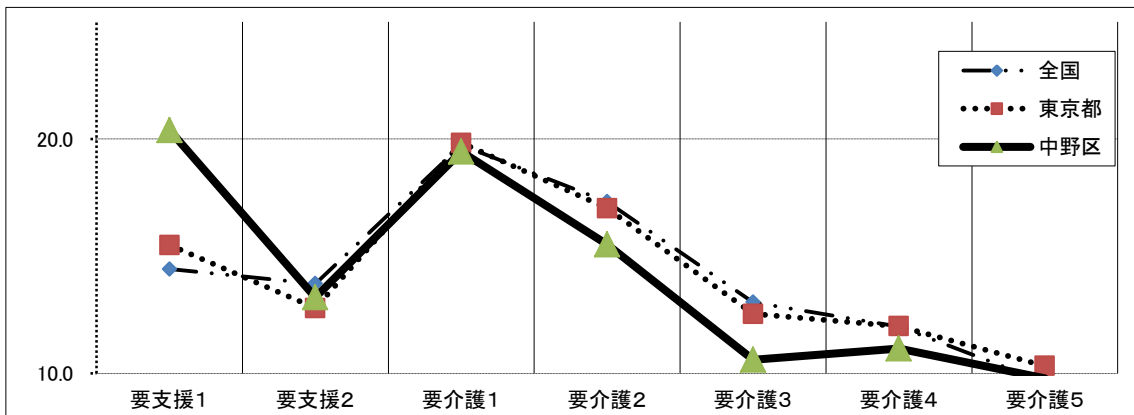
区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総数	
認定者数	全国	877,055	839,069	1,197,558	1,051,444	791,189	728,175	583,918	6,068,408
	東京都	84,792	70,039	108,650	93,410	68,696	65,842	56,570	547,999
	中野区	2,644	1,719	2,525	2,012	1,373	1,436	1,270	12,979
認定率	全国	2.6	2.5	3.5	3.1	2.3	2.2	1.7	17.9
	東京都	2.8	2.3	3.6	3.1	2.3	2.2	1.9	18.1
	中野区	3.9	2.5	3.7	3.0	2.0	2.1	1.9	19.1

※第 1 号被保険者数…全国：33,815,848 人、東京都：3,022,803 人、中野区：67,779 人

### ii 認定者の要介護度別の構成割合比較

平成 28 年 3 月末日現在の全認定者に占める要介護度別認定者数の構成割合を全国及び都平均と比べると、要支援 1 は大きく上回り、要介護 2・3・4 は下回っている。要支援 2、要介護 1・5 は同じくらいの数値となっている。

グラフ 13 全認定者に占める要介護度別の割合（単位：％）



### (3) 介護認定審査会

介護認定審査会は要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員定数は200名以内で、任期は2年である。平成28年3月現在は127名の委員で構成され、任期は平成29年3月までとなっている。

要介護（要支援）認定の審査・判定は委員4名で組織する合議体（平成28年3月現在17合議体）ごとに行われる。

#### ① 認定審査会委員の構成

表14 認定審査会の職種別構成 (単位:人 平成28年3月現在)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	47	学識経験者	0	介護福祉士	3
歯科医師	10	理学療法士	5	施設職員	14
保健師	5	作業療法士	2	医療相談員	0
看護師	13	柔道整復師	2	合計	127
薬剤師	4	社会福祉士	22		

#### ② 認定審査会（合議体）の開催状況

表15 認定審査会開催状況 (単位:回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成25年度	394	13,426	34.1
平成26年度	387	13,343	34.5
平成27年度	395	13,753	34.8

③ 区分別判定状況

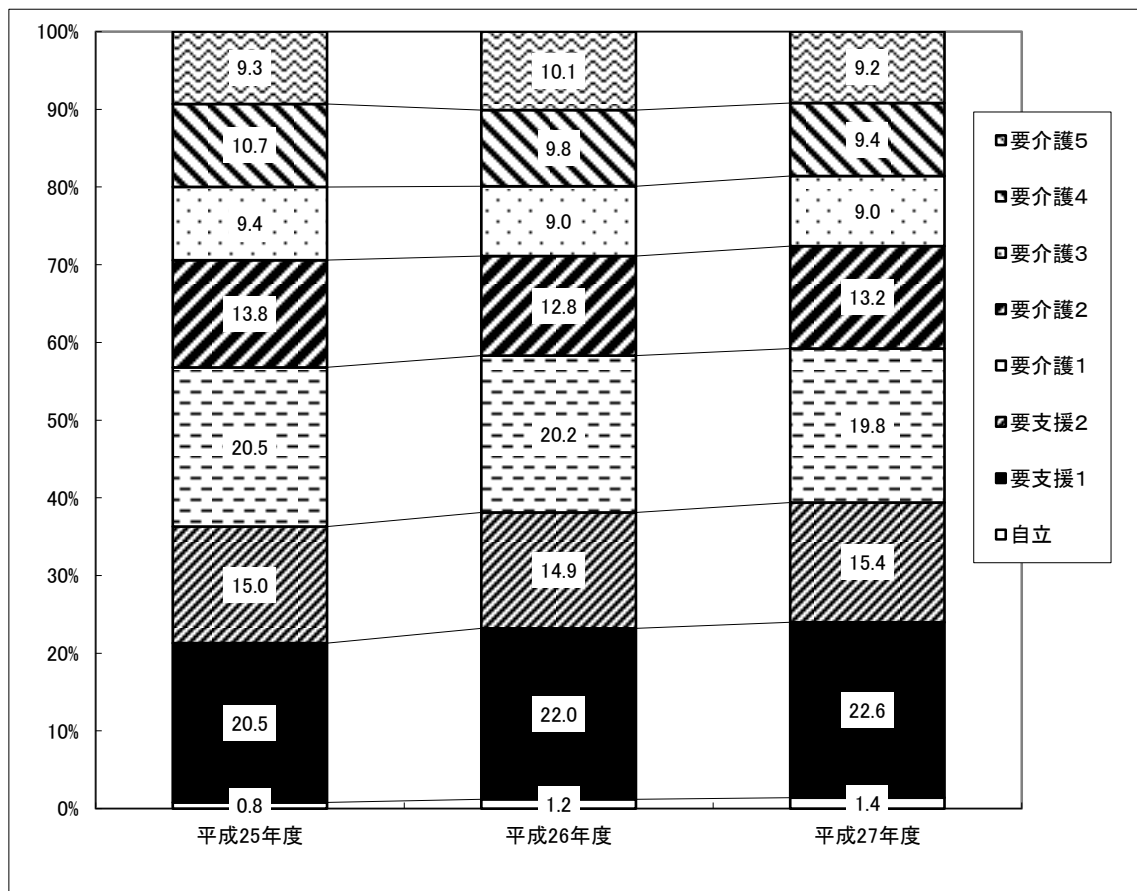
表 1 6 区分別判定状況

(単位：件)

	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成 25年度	新規	67	917	475	673	329	188	240	172	3,061
	更新	35	1,775	1,428	1,727	1,162	738	775	682	8,322
	転入	0	16	17	36	22	17	27	17	152
	変更	0	12	76	290	313	310	372	364	1,737
	合計	102	2,720	1,996	2,726	1,826	1,253	1,414	1,235	13,272
平成 26年度	新規	100	1,012	487	680	377	211	196	169	3,232
	更新	58	1,859	1,379	1,637	960	622	709	777	8,001
	転入	0	21	17	34	26	28	17	15	158
	変更	0	11	78	314	325	319	364	363	1,774
	合計	158	2,903	1,961	2,665	1,688	1,180	1,286	1,324	13,165
平成 27年度	新規	118	1,043	482	654	330	190	194	174	3,185
	更新	78	1,990	1,505	1,689	1,127	685	684	726	8,484
	転入	0	18	15	39	38	20	13	16	159
	変更	0	11	84	307	304	332	380	338	1,756
	合計	196	3,062	2,086	2,689	1,799	1,227	1,271	1,254	13,584

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 1 7 判定結果別割合



## 4 介護サービスの利用

### (1) 介護サービス利用の概況

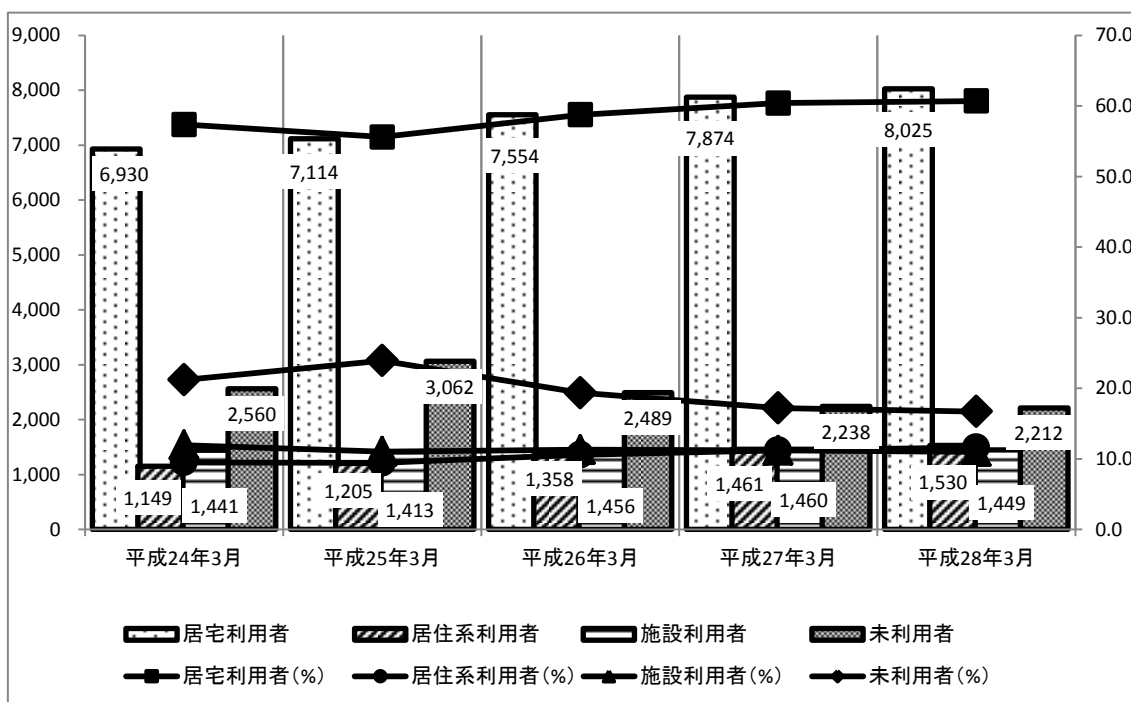
介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）と居宅サービスの2つに大きく分類される。さらに居宅サービスは、居住系サービス（特定施設入居者生活介護と認知症対応型共同生活介護）とその他の居宅サービスに分けられる。

過去5年間における介護サービスの利用者数は毎年増加している。また、介護サービスの利用率（各年3月の認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）も毎年増加している。

表18 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)

区分		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
人数	認定者	12,081	12,794	12,857	13,033	13,216
	利用者	9,521	9,732	10,368	10,795	11,004
	居宅	6,930	7,114	7,554	7,874	8,025
	居住系	1,149	1,205	1,358	1,461	1,530
	施設	1,442	1,413	1,456	1,460	1,449
未利用者	2,560	3,062	2,489	2,238	2,212	
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	74.4	75.7	79.6	82.8	83.3
	居宅	54.2	55.3	58.0	60.4	60.7
	居住系	9.0	9.4	10.4	11.2	11.6
	施設	11.3	11.0	11.2	11.2	11.0
未利用者	20.0	23.8	19.1	17.2	16.7	

グラフ19 介護サービス利用者数・利用率の推移 (単位：人、%)



介護サービス利用者数の推移を要介護度別にみると、施設サービス利用者は表 20 及びグラフ 21、居宅サービス利用対象者（認定者のうち施設サービス利用者以外の方）は表 22 及びグラフ 23 のとおりとなっている。

表 20 要介護度別施設サービス利用者数推移 (単位：人)

区 分	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
要支援 1	0	0	0	0	0
要支援 2	0	0	0	0	0
要介護 1	43	56	76	92	70
要介護 2	191	159	160	156	140
要介護 3	293	251	274	282	276
要介護 4	445	484	472	462	477
要介護 5	470	463	474	468	486
合計	1,442	1,413	1,456	1,460	1,449

グラフ 21 要介護度別施設サービス利用者数推移

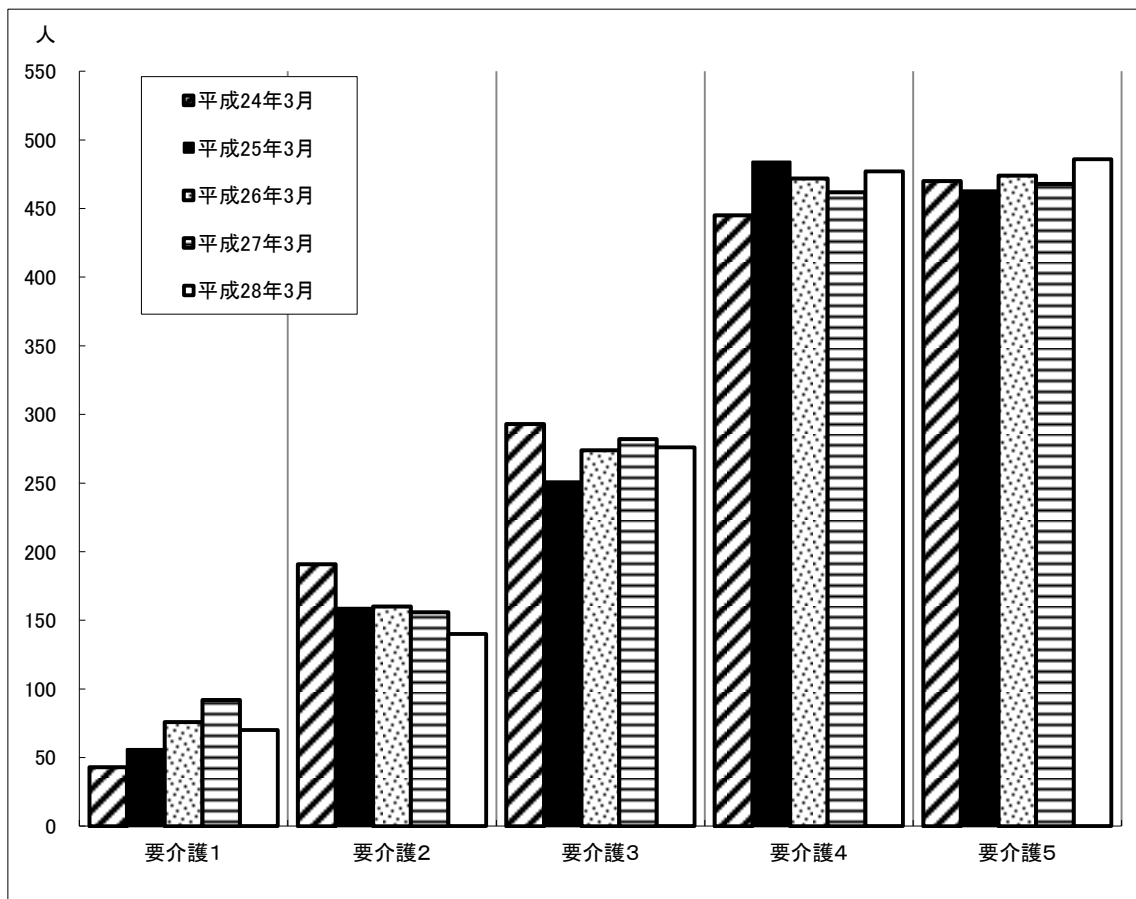


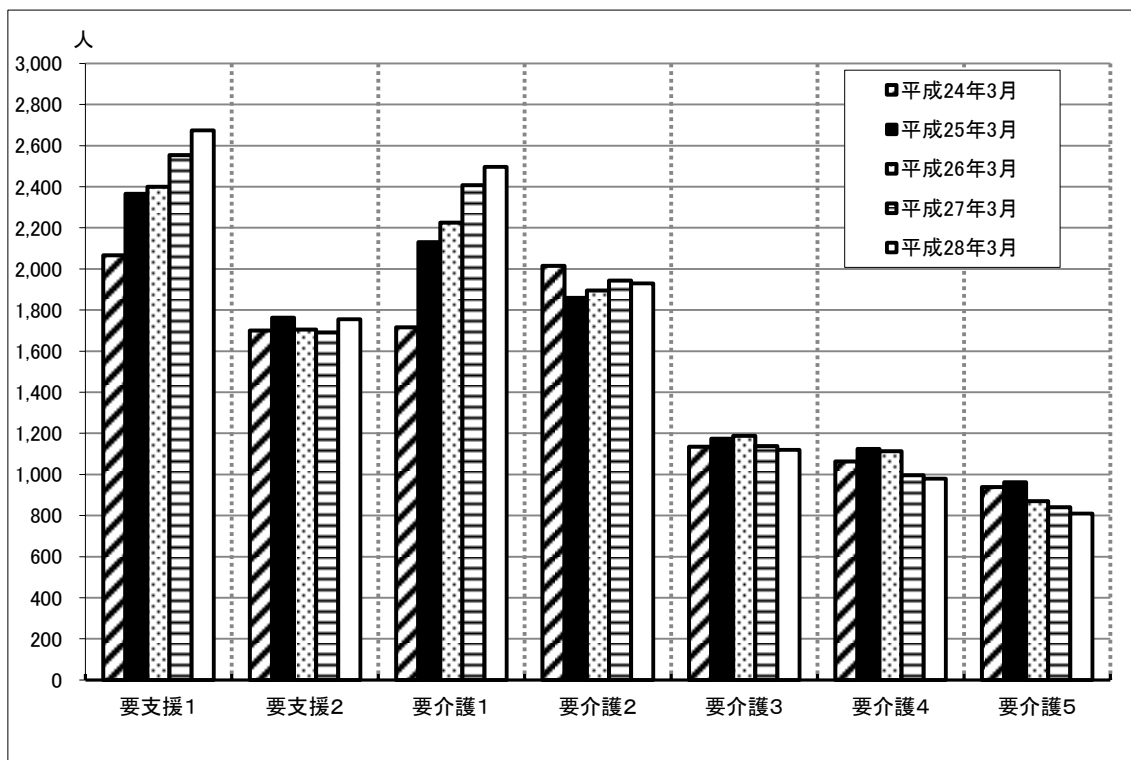
表 2 2 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

(単位：人)

区 分	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
要支援 1	2,067	2,366	2,400	2,554	2,675
要支援 2	1,701	1,763	1,706	1,691	1,756
要介護 1	1,717	2,131	2,226	2,408	2,497
要介護 2	2,016	1,860	1,896	1,944	1,930
要介護 3	1,135	1,174	1,189	1,139	1,120
要介護 4	1,064	1,125	1,114	996	979
要介護 5	939	962	870	841	810
計	10,639	11,381	11,401	11,573	11,767

※認定者数から施設サービス利用者数を差し引いた人数を、居宅サービス利用対象者数としている。

グラフ 2 3 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

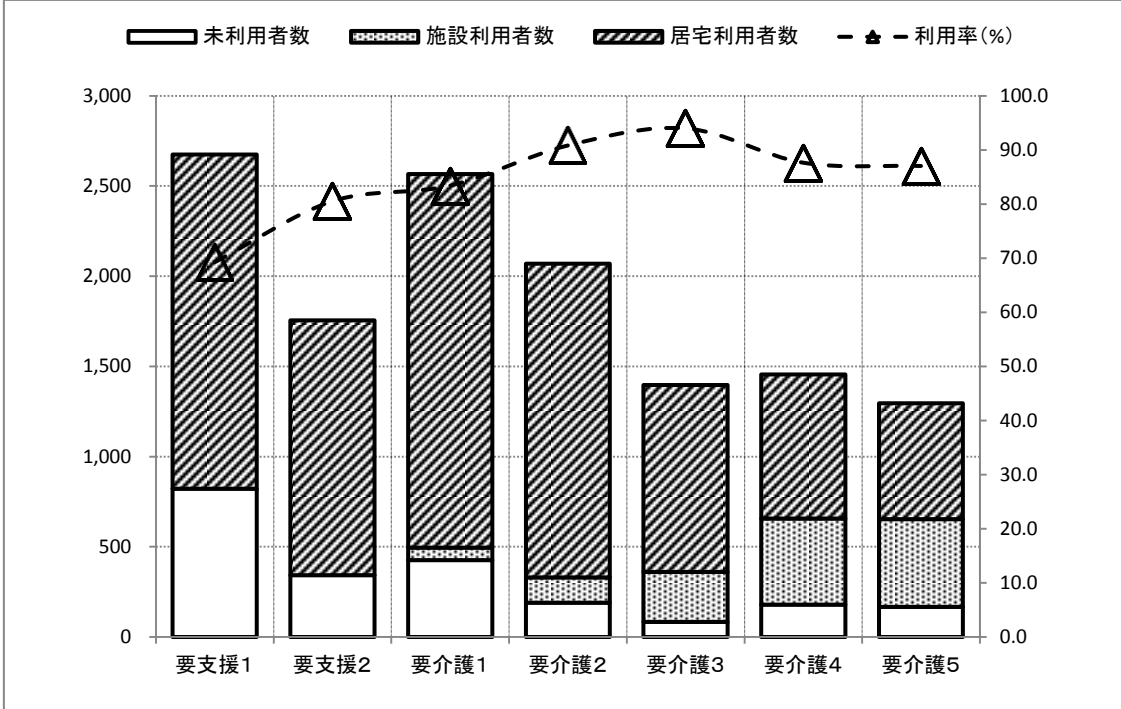


平成 28 年 3 月末日現在の認定者数の介護サービス利用者数及び利用率（認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）を要介護度別にみると、表 24 及びグラフ 25 のとおりとなる。

表 2 4 要介護度別サービス利用状況 (単位：人、% 平成 28 年 3 月末日)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設利用者数	0	0	70	140	276	477	486
居宅利用者数	1,853	1,414	2,071	1,740	1,036	799	642
未利用者数	822	342	426	190	84	180	168
利用率 (%)	69.3	80.5	83.4	90.8	94.0	87.6	87.0

グラフ25 要介護度別サービス利用状況(単位:人、% 平成28年3月末日)



区が策定した第6期中野区介護保険事業計画において、実態調査や国の示した参酌標準等を参考として推計した介護サービス見込量(計画値)と平成27年度の実績を比較すると、表26から表29のとおりとなっている。

※表中の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

表26 給付実績と事業計画数値との比較(地域密着型以外の居宅サービス)

区分	平成27年度		
	年間実績	計画値(年間見込)	実績割合
訪問介護	32,362人	33,780人	95.8%
訪問入浴	3,532人	3,552人	99.4%
訪問看護	12,789人	13,404人	95.4%
訪問リハビリテーション	3,095人	3,876人	79.9%
居宅療養管理指導	31,127人	30,300人	102.7%
通所介護	32,431人	34,140人	95.0%
通所リハビリテーション	3,566人	3,492人	102.1%
短期入所生活介護	5,261人	5,868人	89.7%
短期入所療養介護	741人	780人	95.0%
福祉用具貸与	38,862人	42,060人	92.4%
特定福祉用具販売	863人	972人	88.8%
住宅改修費	627人	720人	87.1%
居宅介護支援	59,642人	60,144人	99.2%
特定施設入所者生活介護	12,803人	13,260人	96.6%



表 2 7 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	平成27年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	298人	540人	55.2%
夜間対応型訪問介護	662人	636人	104.1%
認知症対応型通所介護	3,665人	3,960人	92.6%
小規模多機能型居宅介護	1,080人	1,428人	75.6%
認知症対応型共同生活介護	3,328人	4,188人	79.5%
地域密着型介護福祉施設	20人	0人	-

表 2 8 給付実績と事業計画数値との比較（施設サービス）

区分	平成27年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
特別養護老人ホーム	11,253人	11,280人	99.8%
老人保健施設	4,359人	4,164人	104.7%
介護療養型医療施設	1,781人	1,956人	91.1%

表 2 9 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

区分	平成27年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
介護予防訪問介護	20,839人	20,172人	103.3%
介護予防訪問入浴	2人	0人	-
介護予防訪問看護	2,125人	2,328人	91.3%
介護予防訪問リハビリテーション	472人	456人	103.5%
介護予防居宅療養管理指導	3,250人	2,472人	131.5%
介護予防通所介護	16,632人	15,144人	109.8%
介護予防通所リハビリテーション	1,957人	1,572人	124.5%
介護予防短期入所生活介護	111人	240人	46.3%
介護予防短期入所療養介護	32人	0人	-
介護予防福祉用具貸与	11,330人	11,580人	97.8%
介護予防特定福祉用具販売	274人	300人	91.3%
介護予防住宅改修	390人	444人	87.8%
介護予防支援	35,881人	34,836人	103.0%
介護予防特定施設入所者生活介護	2,120人	1,728人	122.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	76人	48人	158.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護	14人	0人	-

## (2) 利用者の負担割合

介護サービスを利用した場合の負担割合が、平成27年8月から一定以上所得者については2割となった。それに伴い、自分の負担割合がわかるように要介護認定者には負担割合証を交付している。

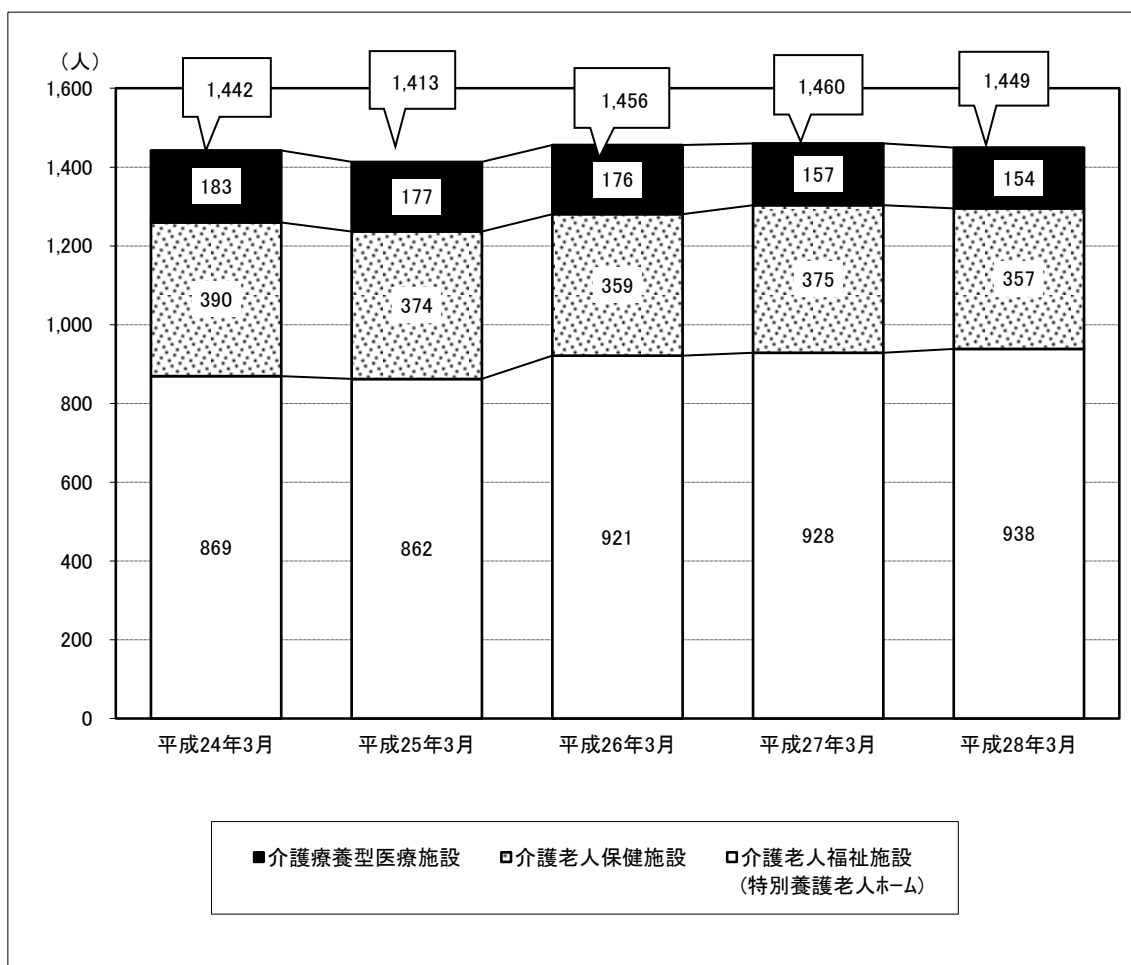
平成28年3月時点 1割負担 10,793人(81.7%)  
2割負担 2,423人(18.3%)

## (3) 施設サービス

### ①施設サービス利用者数の推移

介護保険の施設サービス利用者数はグラフ30のとおり推移している。

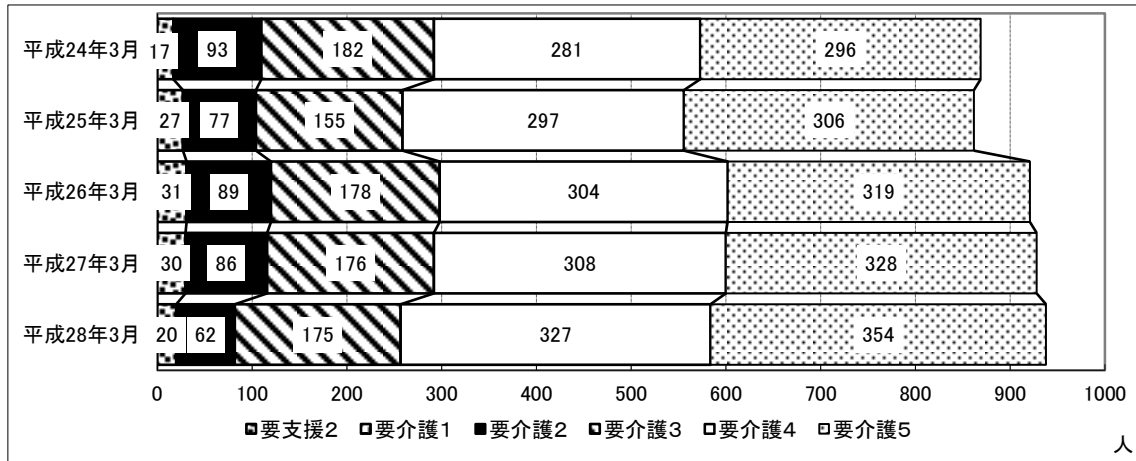
グラフ30 施設種類別サービス利用者推移



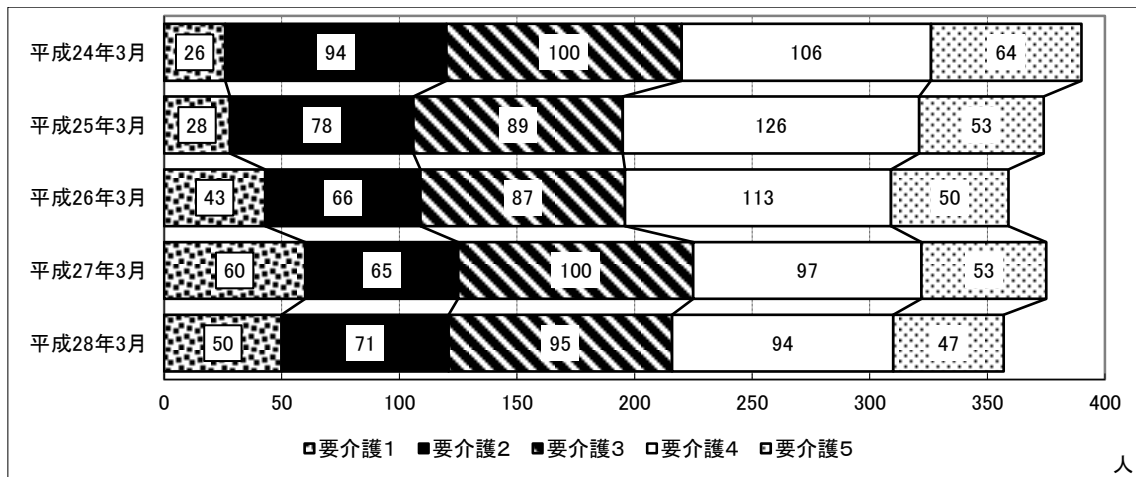
各施設の入所者数を要介護度に見ると、グラフ31のとおり推移している。

グラフ31 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況

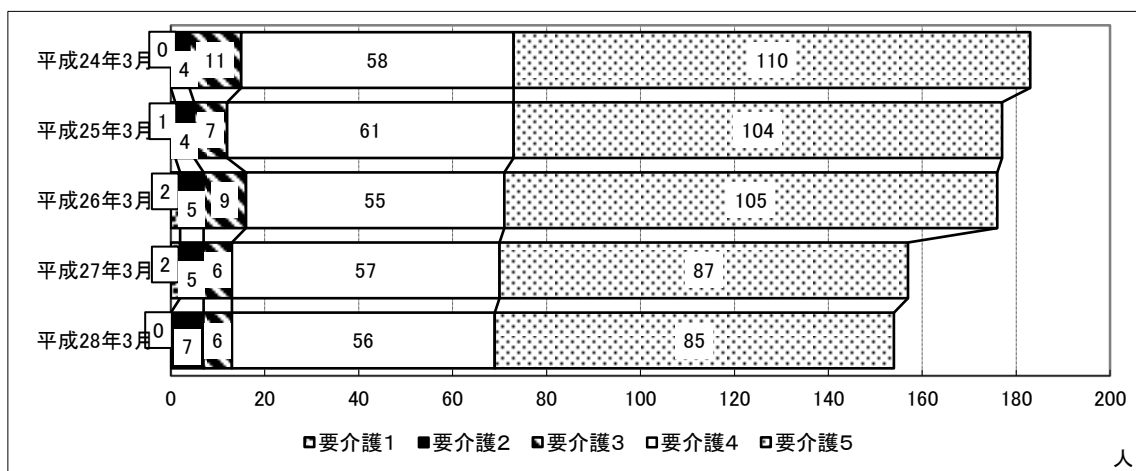
【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】



【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



## ②特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

## （４）居宅サービス

居宅サービスには、自宅で利用するサービス、施設に出かけて利用するサービス、生活環境を整えるサービス等様々な種類がある。

平成23年度以降の介護サービス種類別の月平均利用者数をみると、表32のとおり推移している。

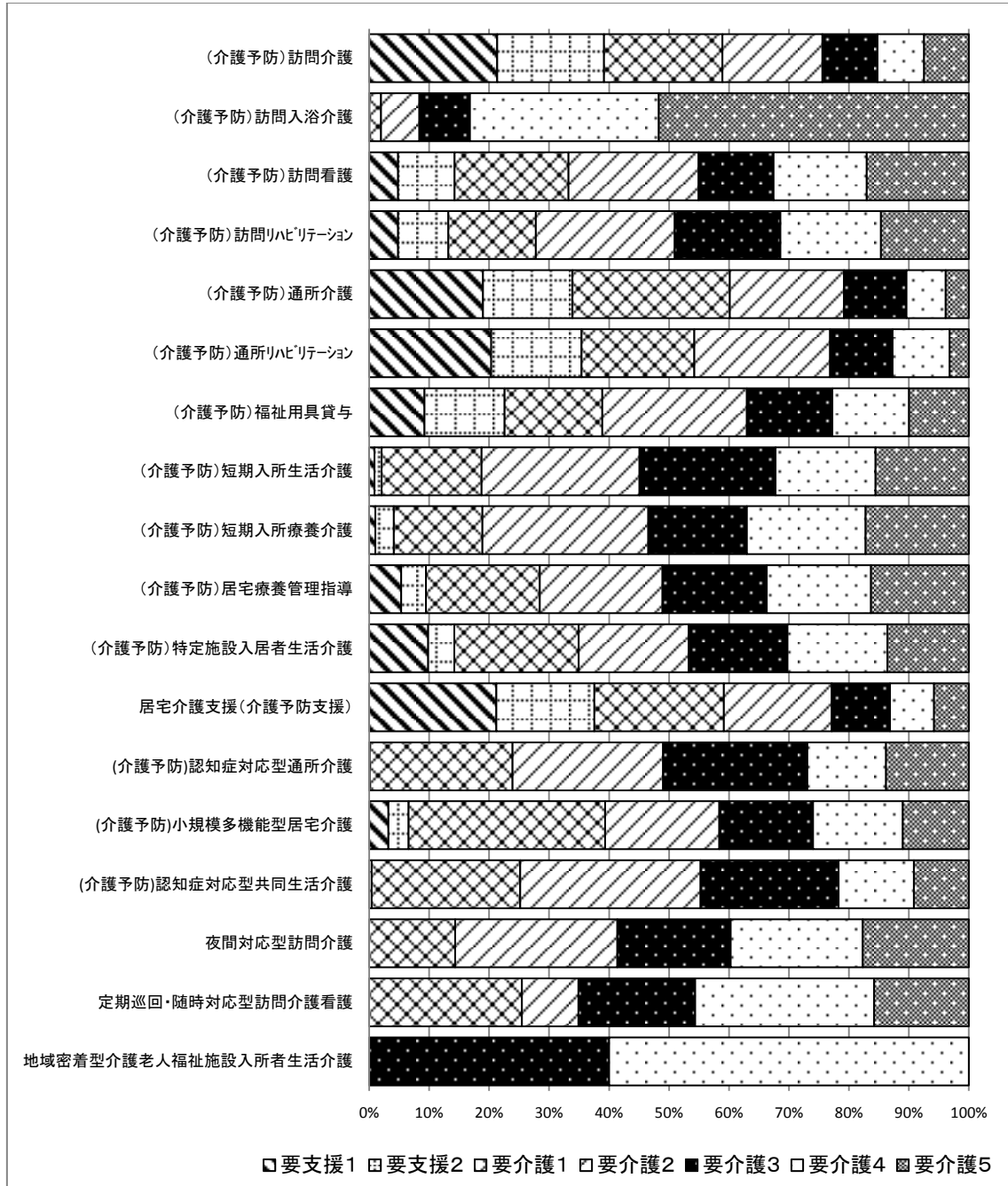
表32 居宅サービスの種類別月平均利用者数 (単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(介護予防)訪問介護	4,431	4,500	4,532	4,510	4,433
(介護予防)訪問入浴介護	329	333	325	311	295
(介護予防)訪問看護	973	1,020	1,086	1,159	1,243
(介護予防)訪問リハビリテーション	227	258	288	307	297
(介護予防)通所介護	2,617	3,033	3,397	3,751	4,089
(介護予防)通所リハビリテーション	360	378	391	414	460
(介護予防)福祉用具貸与	3,382	3,630	3,892	4,092	4,183
(介護予防)短期入所生活介護	435	449	474	461	448
(介護予防)短期入所療養介護	47	44	42	55	64
(介護予防)居宅療養管理指導	1,857	2,051	2,343	2,649	2,865
(介護予防)特定施設入居者生活介護	943	1,016	1,077	1,148	1,244
居宅介護支援(介護予防支援)	6,711	7,146	7,434	7,729	7,960
(介護予防)認知症対応型通所介護	342	349	317	308	306
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	51	73	80	91	96
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	157	180	228	258	279
夜間対応型訪問介護	78	84	71	66	55
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	2	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	11	17	19	25

※各サービス種別における介護サービス及び介護予防サービスの合計値。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成24年9月開設のため、平成24年度は7か月分の平均。

平成27年度における居宅サービス種類ごとの利用者数に対する要介護度別の利用者数の割合をみると、グラフ33のとおりとなる。

グラフ33 要介護度別の居宅サービス利用割合



居宅サービス種類ごとの利用者一人あたりの月平均利用回数と給付額をみると、表 34 のとおり推移している。

表 3 4 月平均利用回数及び給付額 (単位：回、千円)

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
訪問介護(回)	11.3	50	11.7	53	11.6	52	11.6	52	11.5	52
訪問入浴介護(回)	4.6	57	4.6	58	4.8	61	4.9	62	4.8	62
訪問看護(回)	5.1	40	5.1	41	5.2	42	5.1	41	5.3	41
訪問リハビリテーション(日)	4.7	29	4.8	30	4.9	32	4.9	32	4.9	33
通所介護(回)	8.2	65	8.1	67	8.1	66	8.3	66	8.1	61
通所リハビリテーション(回)	6.1	57	6.9	56	5.9	56	5.8	54	5.6	47
短期入所生活介護(日)	8.4	72	8.2	72	8.3	75	8.4	76	8.6	75

① 福祉用具購入費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスは他のサービスと利用方法が異なる。

利用にあたっては、区に直接申請を行い、支給限度額（福祉用具購入費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は住宅ごとに20万円（要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる）の範囲で費用の9割分（平成27年8月から一定以上所得者は8割分）の償還払いを受ける。利用状況は表35及び表36のとおりである。

表 3 5 福祉用具購入費支給対象 (単位：件)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
腰掛便座	379	409	370	360	329
特殊尿器	3	4	11	2	4
入浴補助用具	707	1,029	1,033	906	985
簡易浴槽	0	0	0	0	0
移動用リフトのつり具	2	6	8	4	7
計	1,091	1,448	1,422	1,272	1,325

表 3 6 住宅改修費支給対象 (単位：件)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
手すりの取り付け	855	868	852	779	957
床段差の解消	142	128	156	113	95
床材の変更	20	23	30	13	22
扉の取替え	67	98	93	62	53
便器の取替え	32	24	19	15	14
計	1,116	1,141	1,150	982	1,141

## ② 特別給付

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、移送サービス（短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給するサービス）、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービスの3つのサービスを実施している。

なお、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスは平成17年度まで区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期中野区介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

特別給付事業の利用状況は表37及び38のとおり推移している。

表37 移送サービス施設所在地別利用件数、構成比 (単位：件、%)

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
ショートステイ 利用	区内施設	4,687	75.8	4,659	73.6	4,839	73.4	4,813	74.0	5,022	75.2
	22区内施設	815	13.2	975	15.4	1,056	16.0	1,069	16.4	1,116	16.7
	その他施設	681	11.0	697	11.0	701	10.6	620	9.5	540	8.1
	計	6,183	100.0	6,331	100.0	6,596	100.0	6,502	100.0	6,678	100.0
うち 特別給付 利用	区内施設	2	5.4	8	17.8	10	22.2	0	0.0	0	0.0
	22区内施設	12	32.4	12	26.7	18	40.0	2	28.6	1	100.0
	その他施設	23	62.2	25	55.6	17	37.8	5	71.4	0	0.0
	計	37	100.0	45	100.0	45	100.0	7	100.0	1	100.0

表38 訪問理美容・寝具乾燥サービス利用延べ件数 (単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
訪問理美容サービス	159	141	119	105	101
寝具乾燥サービス	21	29	22	34	28

## ③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。

このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。

中野区では、平成27年度には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、の5種類のサービスが提供されている。また他自治体の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用もあったことから、利用実績は表39のとおり推移している。

### 表 3 9 地域密着型サービス利用者数の推移（各年度審査分）

※各年度の数値は、月ごとの利用者数を 12 か月分合計した数値。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護は平成 24 年 9 月開設のため、平成 24 年度は 7 か月分の合計。

#### 【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の方が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で自身の持つ能力を生かしながら、入浴や排泄・食事等の日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援 1	—	—	—	—	—
要支援 2	10	6	0	11	14
要介護 1	217	305	543	665	828
要介護 2	567	650	778	910	1,005
要介護 3	506	577	686	724	769
要介護 4	428	413	457	494	420
要介護 5	153	211	276	290	306
計	1,881	2,162	2,740	3,094	3,342

#### 【認知症対応型通所介護】

認知症の方が日帰りでデイサービスセンター等へ通い、日常生活の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援 1	12	18	0	0	3
要支援 2	32	14	0	0	0
要介護 1	497	637	714	873	874
要介護 2	1,080	1,005	839	890	921
要介護 3	1,138	996	944	822	883
要介護 4	838	843	635	562	481
要介護 5	502	679	669	548	506
計	4,099	4,192	3,801	3,695	3,668

#### 【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて利用できるサービス。利用者は少人数の家庭的な雰囲気の中で日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援 1	20	7	31	29	37
要支援 2	1	28	18	19	39
要介護 1	95	194	225	293	379
要介護 2	193	208	260	229	220
要介護 3	142	236	201	216	181
要介護 4	104	113	115	163	173
要介護 5	57	92	104	143	127
計	612	878	954	1,092	1,156



**【夜間対応型訪問介護】**

夜間において、定期巡回の訪問介護、必要な時に受けられる随時の訪問、通報に応じた対応等のオペレーションサービスを受けることができる。  
(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	93	149	139	118	95
要介護2	225	184	198	225	179
要介護3	238	263	218	173	125
要介護4	179	204	148	123	146
要介護5	202	206	150	148	117
計	937	1,006	853	787	662

**【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】**

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などのサービスを受けることができる。  
(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	—	6	21	22	76
要介護2	—	13	13	33	28
要介護3	—	25	51	49	58
要介護4	—	20	78	66	89
要介護5	—	16	41	52	47
計	—	80	204	222	298

**【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活看護】**

定員29人以下の特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	4	8
要介護4	0	0	0	18	12
要介護5	0	0	0	0	0
計	0	0	0	22	20

## (5) 保険給付費

要介護等認定者の介護サービス利用に必要な費用は、その9割（平成27年8月から一定以上所得者は8割）が介護保険特別会計から介護サービス事業者に支払われる。過去3年間の介護サービス種類別支給件数及び保険給付費の決算額の詳細は表40のとおりである。

表40 給付費の状況 (単位：件、千円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	
居宅サービス	訪問介護	38,338	2,441,767	37,391	2,407,840	36,012	2,340,141
	訪問入浴介護	3,905	238,630	3,741	232,524	3,544	218,023
	訪問看護	11,967	499,028	12,405	516,789	13,235	552,863
	訪問リハビリテーション	2,984	96,847	3,218	105,721	3,095	104,020
	通所介護	33,692	2,309,109	35,861	2,527,770	38,142	2,537,463
	通所リハビリテーション	3,561	215,608	3,593	212,166	3,606	205,613
	福祉用具貸与	39,769	589,822	40,652	606,240	40,531	600,459
	短期入所	6,457	466,248	6,353	469,238	6,320	467,056
	居宅療養管理指導	40,081	303,798	45,857	350,381	50,715	380,312
	特定施設入居者生活介護	11,434	2,271,978	12,096	2,402,708	12,831	2,462,278
	居宅介護サービス計画費	58,416	845,109	59,211	859,873	59,642	872,166
	夜間対応型訪問介護	853	15,151	787	12,910	662	11,096
	認知症対応型通所介護	3,927	388,514	3,768	381,205	3,715	376,855
	小規模多機能型居宅介護	905	179,729	1,044	212,509	1,081	206,494
	認知症対応型共同生活介護	2,741	719,681	3,083	812,339	3,329	855,954
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	204	34,115	223	35,957	298	52,574
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	22	5,750	20	5,139
	計		11,615,134		12,151,920		12,248,506
施設サービス	介護老人福祉施設	11,001	2,907,545	11,134	2,937,605	11,256	2,939,908
	介護老人保健施設	4,482	1,193,746	4,491	1,212,687	4,386	1,176,115
	特別療養費	54	196	67	211	79	299
	介護療養型医療施設	2,107	733,755	1,977	687,941	1,781	610,677
	特定診療費	2,107	36,207	1,977	34,775	1,781	31,023
	計		4,871,449		4,873,219		4,758,022
その他サービス	福祉用具購入	1,171	33,226	1,124	33,576	1,137	32,960
	住宅改修	1,011	86,992	863	75,683	1,017	88,038
	特定入所者介護サービス費	14,816	459,252	14,734	460,448	13,130	467,734
	特別給付	186	678	146	581	130	472
	計		580,148		570,288		589,204
介護予防サービス	介護予防訪問介護	20,283	389,278	20,511	398,269	20,843	402,193
	介護予防訪問入浴介護	5	88	4	44	2	27
	介護予防訪問看護	1,447	41,811	1,891	55,784	2,134	61,778
	介護予防訪問リハビリテーション	471	12,261	462	12,513	472	12,481
	介護予防通所介護	11,551	381,311	14,208	465,375	16,632	441,019
	介護予防通所リハビリテーション	1,181	45,692	1,435	53,892	1,957	56,189
	介護予防福祉用具貸与	8,963	49,658	10,463	57,473	11,503	65,170
	介護予防短期入所	123	3,644	156	4,494	145	4,483
	介護予防居宅療養管理指導	2,868	20,980	3,668	26,773	4,964	35,865
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,515	121,353	1,703	132,651	2,122	144,421
	介護予防サービス計画費	30,794	146,690	33,536	160,532	35,881	179,449
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	3	94
	介護予防小規模多機能型居宅介護	49	3,076	48	3,058	76	4,737
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	11	2,648	14	3,218
計		1,215,842		1,373,506		1,411,124	
合計		18,282,573		18,968,933		19,006,856	

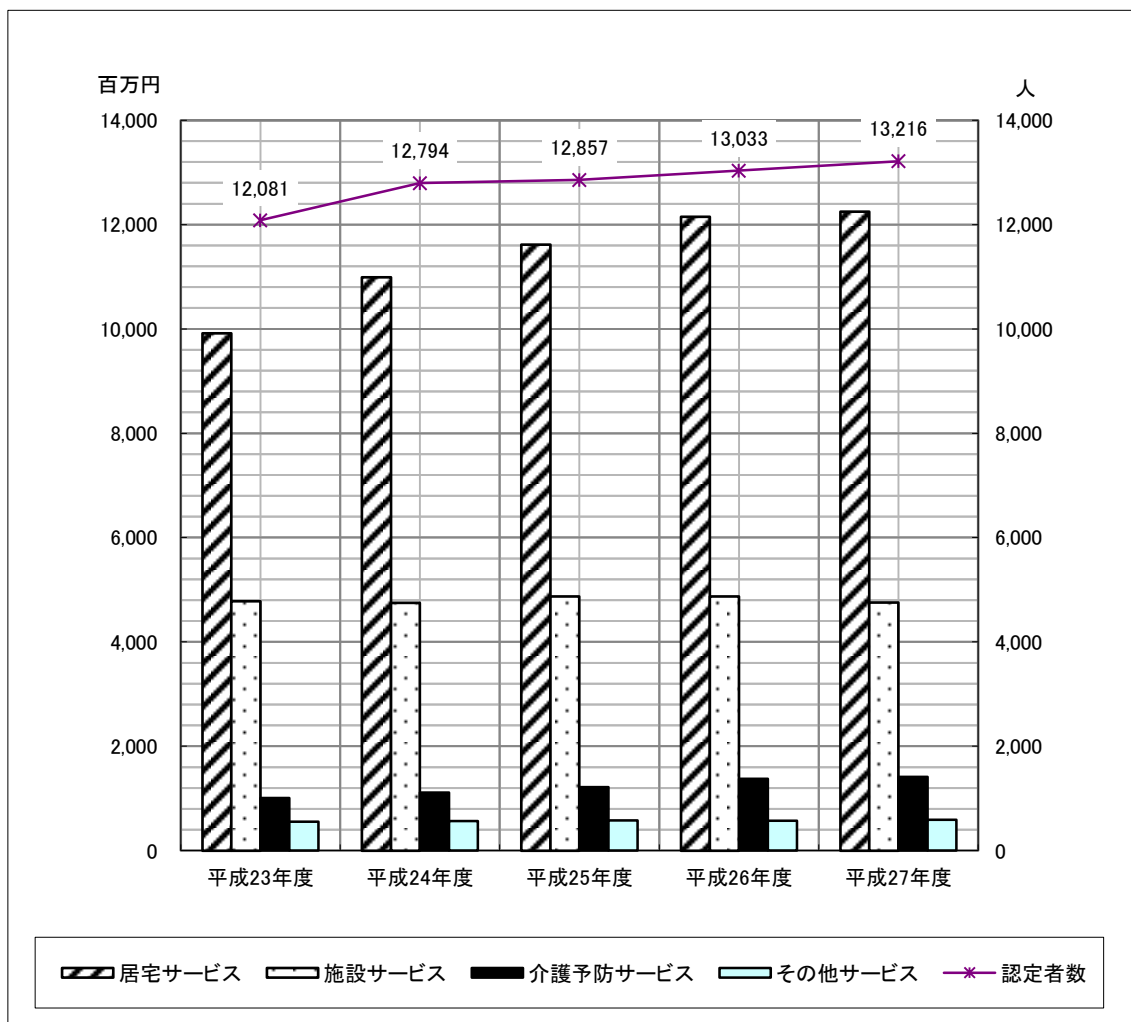
※高額介護サービスは事業者でなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

※決算額の計及び合計は、各サービス種類別に千円単位未満を四捨五入した数値の合計額を使用している。

※件数は、月ごとの支給件数を12か月分合計した数値である。

介護サービスを居宅・施設・介護予防・その他に大別し、それぞれの保険給付費決算額の推移をみると、認定者数が増加する中で、居宅サービス費は平成23年度から増加傾向が見られるが、施設サービス費は横這い傾向にある。

グラフ4-1 認定者数及び給付費決算額の推移



※認定者数は各年度3月末日現在の数値。

利用者一人当たりの給付費（概算）は表42のとおりである。過去5年間の推移をみると、平成26年度までは居宅介護サービス、施設サービス、介護予防サービスとも、ほぼ毎年増加を続けていたが、平成27年度はいずれも減少している。

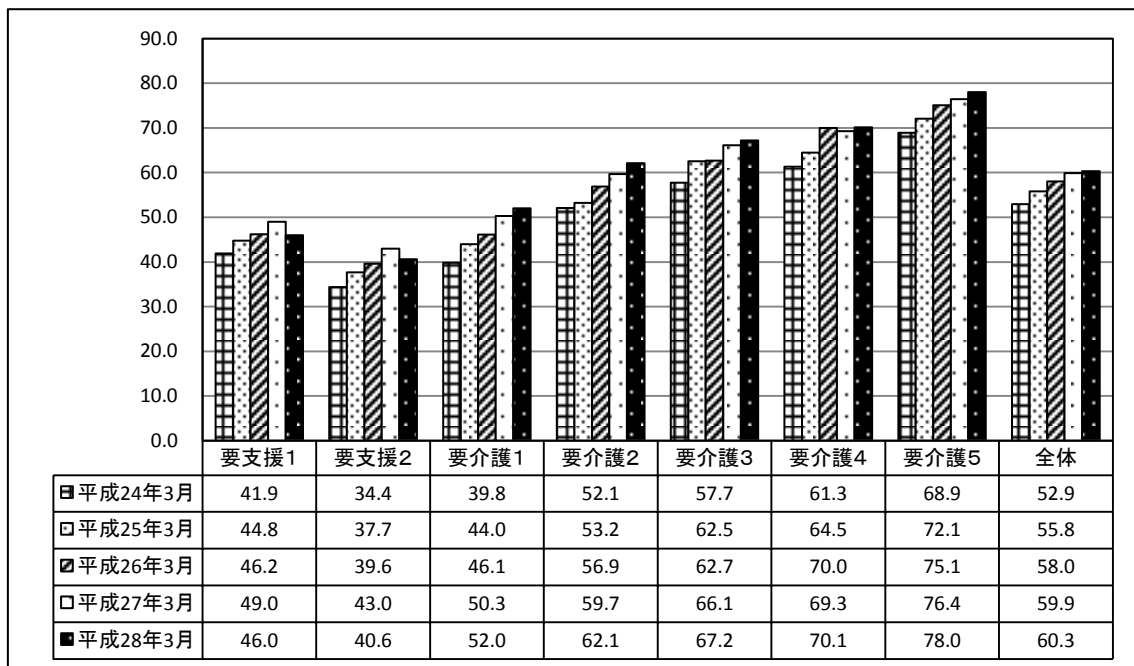
表42 利用者一人当たり給付費（概算）（単位：千円、人、％）

区 分		平成23年度	平成24年度 (伸率)		平成25年度 (伸率)		平成26年度 (伸率)		平成27年度 (伸率)	
居宅介護	居宅サービス費（居住系を除く）	7,498,512	8,284,168	10.5	8,623,475	4.1	8,936,873	4.1	8,930,274	-0.1
	利用者数	53,499	57,266	7.0	58,416	2.0	59,211	2.0	59,642	0.7
	一人当たり給付費概算（月額）	140	145	3.6	148	2.1	151	2.1	150	-0.7
	居住系サービス費	2,420,867	2,708,210	11.9	2,991,659	10.5	3,215,047	10.5	3,318,232	3.2
	利用者数	11,757	12,935	10.0	14,175	9.6	15,179	9.6	16,160	6.5
	一人当たり給付費概算（月額）	206	209	1.5	211	1.0	212	1.0	205	-3.3
施設	施設サービス費	4,783,335	4,753,676	-0.6	4,871,449	2.5	4,873,219	2.5	4,758,022	-2.4
	利用者数	17,551	17,263	-1.6	17,590	1.9	17,602	1.9	17,423	-1.0
	一人当たり給付費概算（月額）	273	275	0.7	277	0.7	277	0.7	273	-1.4
介護予防	介護予防サービス費	1,005,645	1,109,875	10.4	1,215,842	9.5	1,373,506	9.5	1,411,124	2.7
	利用者数	27,028	28,480	5.4	30,794	8.1	33,536	8.1	35,881	7.0
	一人当たり給付費概算（月額）	37	39	5.4	39	0.0	41	0.0	39	-4.9

※各年度の利用者数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

要介護度別に設定されている支給限度額に対する利用額の割合を見ると、要支援2以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて利用割合が高くなっている。

グラフ43 介護度別支給限度額に対する利用割合



(単位：円)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額の めやす	50,030	104,730	166,920	196,160	269,310	308,060	360,650
平成28年3月 平均利用額	23,025	42,508	86,810	121,733	180,863	215,978	281,484

## 5 地域支援事業

65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

### (1) 介護予防事業〔二次予防事業〕

#### ① 通所型介護予防事業

平成26年度に行った高齢者把握事業により、虚弱と判定された方を対象に日常生活動作の機能低下防止や閉じこもり予防を目的として、高齢者施設（旧高齢者福祉センター）や歯科医師会館、介護サービス事業者の施設等で実施している。

（なお、平成27年度から郵送による高齢者把握事業は行わないこととしたため、同年度から当該事業は廃止）

#### 【事業参加者数】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参加人数	135人	111人	147人	191人	267人

※平成24年度からコースを再編して実施。

#### ア 腰痛・膝痛予防体操コース

全身のストレッチやバランス機能の向上、正しい歩行などを含む腰痛・膝痛予防を目的とした内容の事業を実施している。

【参加人員】204人

#### イ からだとお口のいきいき向上コース

軽体操に加え、口腔衛生、栄養、誤えん防止、摂食・えん下等口腔機能向上に関する講座を実施している。

【参加人員】17人

#### ウ 全身まるごとケアコース

軽体操に加え、健康・栄養講座や、音楽療法・作業療法・脳トレーニングなど体験型の講座等を組み合わせて実施している。

【参加人員】46人

## (2) 介護予防事業〔一次予防事業〕

### ① 介護予防普及啓発事業

一般の高齢者（65歳以上の第1号被保険者）を対象に、介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み、及び介護予防に対する認識の向上を目的として各種事業を実施している。

#### ア 運動器の機能向上事業

一般の高齢者を対象に、バランス能力や下肢能力の向上を図り、日常生活動作の低下防止を目的として高齢者会館等で実施している。

##### 【実施状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施会場数	8会場	12会場	12会場	11会場	12会場
参加延べ人数	1,275人	1,190人	1,096人	1,047人	1,173人

※平成22年度・平成23年度実績は「体力づくり教室」と「骨盤底筋向上体操教室」の合計。

※平成24年度～平成27年度実績は「体力づくり教室」の各コース（転倒予防（平成26年度よりロコモ予防コース）、骨盤底筋力向上、腰痛・膝痛予防）の合計。

#### イ 介護予防講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図ることを目的とした講演会を実施している。

##### 【実施状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加延べ人数	428人	177人	263人	98人	304人

#### ウ 介護予防総合講座

介護予防の基本となる運動・栄養・口腔・その他心と体の健康などを取り上げたプログラムにより、一般の高齢者の健康づくりや社会参加を促す講座を高齢者会館等で実施している。

##### 【開催状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会場数	5会場	12会場	13会場	12会場	13会場
参加延べ人数	1,112人	2,884人	2,919人	2,939人	2,833人

## ② 健康・生きがいづくり事業

一般の高齢者が身近な施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者会館等で実施している。

### 【実施状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業の種類	110種類	112種類	104種類	103種類	101種類
実施回数	1,840回	1,843回	1,833回	2,042回	1,973回
参加延べ人数	32,806人	33,920人	34,651人	34,258人	34,166人

## (3) 包括的支援事業

### ① 地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4つの生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ2か所、計8か所あり、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受け付ける。

#### 〈運営方法〉

社会福祉法人に委託

#### 〈窓口開設時間〉

月～金曜日…午前9時～午後7時、土曜日…午前9時～午後5時

日曜日・祝日・年末年始…休業（緊急時は時間外や休業日も電話で対応）

#### 〈主な業務内容〉

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

担当区域及び相談人数は表44、相談内容内訳は表45のとおりである。

表 4 4 担当区域及び相談人数 (平成27年度延べ相談人数 単位:人)

名 称	担 当 区 域	相 談 人 数
南中野	南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目(一部)	5,707
本 町	弥生町1, 2丁目(一部)/本町5, 6丁目と1～4丁目(一部)/中央3～5丁目(一部)	4,805
東中野	本町1～4丁目(一部)/中央1, 2丁目と3丁目(一部)/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目(一部)	6,294
中 野	中央3～5丁目(一部)/東中野3丁目/中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井1丁目(一部)	5,866
中野北	中野4, 5丁目(一部)/新井2～5丁目と1丁目(一部)/松が丘全域/江原町全域/江古田1丁目(一部)/野方2丁目と1丁目(一部)/大和町1, 2丁目(一部)	5,150
江古田	沼袋全域/江古田2～4丁目と1丁目(一部)/丸山1丁目と2丁目(一部)/野方3, 4丁目と5, 6丁目(一部)/若宮1丁目(一部)	5,924
鷺 宮	野方1, 5丁目(一部)/大和町3, 4丁目と1, 2丁目(一部)/若宮2, 3丁目と1丁目(一部)/白鷺1丁目	4,989
上鷺宮	丸山2丁目(一部)/野方6丁目(一部)/白鷺2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域	6,141
合 計		44,876

表 4 5 相談内容別内訳

相談内容	構成比
介護保険関係	49%
その他	22%
他の機関との連携	11%
認知症	4%
ケアマネジャー支援	3%
区のサービス	3%
権利擁護	2%
予防ケアマネジメント	2%
地域支援事業	2%
実態把握訪問	2%

## ② 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の46の規定に基づき、中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置した。

### ※運営協議会の協議事項

中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関すること
- ・地域包括支援センターの運営の評価に関すること
- ・多機関ネットワークの構築に関すること
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関すること
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関すること

### ※委員構成及び任期

- ・定数は14人以内で、学識経験者2名、区内関係団体代表10名、被保険者代表2名で構成される。任期は平成30年1月までの2年間。



### ③ 地域ケア会議

すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りや医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなど、必要なサービスが包括的に提供されている体制を充実させていくため、行政、地縁区民、様々な機関が一緒になり地域の課題を明確にして、地域課題解決に向けた取り組みを行った。

#### 【実施状況】

	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対象エリア	日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）を単位として設置	中野区全域を対象として設置
主な役割と機能	特性に応じた地域力の向上	地域力の総合的な推進
	困難事例を具体的に検討することを通じて、課題を浮き彫りにするとともに、地域団体と専門職との連携、ネットワークの構築、地域資源（活動主体、人材）の開発など、地域力の向上に向けた検討を行う。	地域包括ケアの推進に向けた区の全体の課題を捉え、情報共有、連携強化、必要となる制度やしきみ等を検討、立案する。
委員構成	町会・自治会、民生・児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経験者
実施回数	各3回	2回

### ④ 在宅医療・介護連携推進

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制の構築を進めている。

#### ア 在宅医療介護連携推進協議会

在宅医療と介護の関係者が、多職種の連携推進のために必要な検討を行っている。協議会には専門部会を置き、具体的な問題について、専門性を活かした検討ができるような体制を組んでいる。

【実施状況】

	協議会	専門部会		
		在宅療養部会	摂食・えん下機能支援部会	認知症部会
実施回数	2回	3回	2回	4回

イ 在宅療養シンポジウム

【実施状況】テーマ：知っていますか？あなたの在宅療養を支えるこんな人

参加者数：58人

ウ 区民向けパンフレットの作成

在宅療養に関わる相談窓口や在宅での療養に必要な支援について、わかりやすく解説したパンフレット「在宅療養ハンドブック～安心して療養を始めるために～」(5,000部)を作成した。

⑤ 認知症施策推進

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指している。

ア 認知症予防講演会

【実施状況】テーマ：今日からできる認知症の予防法

参加者数：165人

イ 認知症サポーター養成講座等

認知症高齢者をはじめとした、認知症への理解・普及啓発をすすめるため、地域のグループ・団体等を対象に認知症サポーター養成講座を実施している。また、サポーターのステップアップ講座や講座の講師役となっている、キャラバンメイトのフォローアップのための講座も新規に開催している。

【開催状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	80回	54回	53回	87回	130回
参加延べ人数	1,752人	1,358人	807人	1,333人	2,786人

・サポーターステップアップ講座

テーマ：認知症の人の心とかかわり方、家族会やグループ紹介

参加者数：58人

- ・キャラバンメイトフォローアップ講座  
 テーマ：認知症治療の最前線、専門クリニックでの事例紹介、経験交流  
 参加者数：41人

ウ 認知症早期発見・早期対応事業

区の認知症支援コーディネーターが窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

エ 認知症専門事例検討会

地域包括支援センターや関係機関の担当者が、認知症医療の専門家を交えて対応を検討し、問題の解決を図るとともに、地域での認知症対応力の向上を目指している。

【実施状況】8回

オ 認知症多職種協働研修

認知症に関わる多職種が事例検討をもとにしたグループワークを中心にした研修会を、拠点型認知症疾患医療センターと共同で開催している。

【実施状況】1回 69人参加

(4) 任意事業

① 高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な方の権利や財産を守ることを目的とし、成年後見制度利用にあたり申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見人等審判請求を行う。

【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
申立件数	25 件	25 件	28 件	29 件	29 件

なお、本人が低所得者のために、後見人等報酬費用を支払うことができない場合には、家庭裁判所の審判内容に従い、当該報酬費用の一部を助成する制度がある。

② 給付確認（介護費用適正化緊急対策事業）

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。通知対象者は居宅サービス利用者であり、通知内容は、サービスの利用年月、

サービス提供事業者名及び種類、日数、費用額、利用者負担額である。

【実績】

発送時期	通知対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
7 月	1～3 月利用分	6,863 件	7,240 件	7,691 件	8,056 件	
1 月	7～9 月利用分	7,100 件	7,733 件	7,874 件	8,254 件	8,567 件

※平成 27 年度は 1 月のみ実施した。

③ 住宅改修理由書作成助成

居宅介護サービスを利用しておらず、ケアマネジャーと契約していない要介護等認定者が住宅改修を行う場合、住宅改修費請求に必要な理由書を専門知識を有するケアマネジャー等に作成してもらう際に要する費用の一部を助成する。

【助成実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助成件数	186 件	174 件	119 件	131 件	54 件

※平成 27 年度から申請方法を変更した。

④ 家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施回数	16 回 (4 会場)	16 回 (4 会場)	16 回 (4 会場)	16 回 (4 会場)	16 回 (4 会場)
参加延べ人数	300 人	206 人	194 人	191 人	188 人

⑤ 徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPSを利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実人員	31 人	27 人	18 人	15 人	18 人
利用者延べ人数	255 人	217 人	131 人	122 人	159 人

⑥ 紙おむつサービス

65歳以上の高齢者（平成18年度からは要介護1以上の方）に対して、紙おむつを月に1回支給している。

【事業実績】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
月平均利用者数	1,485人	1,531人	1,519人	1,557人	1,579人
延べ利用者数	17,819人	18,375人	18,231人	18,686人	18,946人

⑦ 介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施している。

【介護サービス事業者等研修会実施状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	16回	17回	16回	15回	16回
参加事業所数	943事業所	1,242事業所	1,175事業所	938事業所	1,065事業所
参加人員	1,179人	1,660人	1,558人	1,334人	1,382人

※研修の詳細は53・54ページの「②研修の実施」を参照。

## 6 介護保険料

### (1) 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の取り扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、保険料の徴収方法において取り扱いが異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

### (2) 第1号被保険者の保険料

区が徴収する第1号被保険者の保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間（以下この項において「計画期間」という。）ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。原則として同一の計画期間内には同一の保険料率が用いられる。

平成15年度からの介護保険料改定の経緯はおおむね次のとおりである。

#### ア 平成15年度から平成17年度（第2期計画期間）

年間収入に占める保険料の負担割合が第4・第5段階に比べ第1・第2段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。（保険料の基準額（年額）は40,800円。）

#### イ 平成18年度から平成20年度（第3期計画期間）

制度改正により第2段階の細分化と第8段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成17年税制改正に伴う激変緩和措置を平成20年度までの3年間に限りとることとした。（保険料の基準額（年額）は48,600円。）

#### ウ 平成21年度から平成23年度（第4期計画期間）

保険料段階区分を12段階に増やし、応能負担を更に強く求める保険料設定を行った。また、介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を活用し、併せて経済状況等の保険料増額への影響を軽減するために「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は48,900円。）

エ 平成 24 年度から平成 26 年度（第 5 期計画期間）

第 4 期の最高段階（第 12 段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定する一方、制度改正による第 3 段階の細分化と特例第 4 段階の維持により低所得者層にも配慮した。また、保険料増額への影響をなるべく抑えるため、「財政安定化基金交付金」及び「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は 63,190 円。）

オ 平成 27 年度から平成 29 年度（第 6 期計画期間）

制度改正に伴い、第 1 段階と第 2 段階を統合するとともに新第 2 段階までの料率を引き下げる一方、第 5 段階以上の料率を引上げることにより、保険料の基準額の上昇を抑える工夫を行った。  
併せて「介護給付費準備基金」の活用により保険料増額への影響を軽減した。

第 5 期計画期間から、第 6 期計画期間への介護保険料改定その内容は表 46、第 6 期計画期間における所得段階別保険料は表 47 のとおりである。

表 4 6 保険料改定の比較

【第 5 期】

保険料段階		料率	年額	月額
第 1 段階	生保受給	0.50	31,500	2,625
第 2 段階	80 万以下	0.55	34,700	2,891
特 例 第 3 段階	120 万以下	0.65	41,000	3,416
第 3 段階	120 万を 超える	0.70	44,200	3,683
特 例 第 4 段階	80 万以下	0.85	53,700	4,475
第 4 段階	80 万を 超える	0.95	60,000	5,000
第 5 段階	125 万未満	1.01	63,800	5,316
第 6 段階	150 万未満	1.10	69,500	5,791
第 7 段階	200 万未満	1.20	75,800	6,316
第 8 段階	350 万未満	1.40	88,400	7,366
第 9 段階	500 万未満	1.55	97,900	8,158
第 10 段階	700 万未満	1.85	116,900	9,741
第 11 段階	1000 万未満	2.15	135,800	11,316
第 12 段階	1500 万未満	2.35	148,400	12,366
第 13 段階	2000 万未満	2.70	170,600	14,216
第 14 段階	2000 万以上	3.00	189,500	15,791

【第 6 期】

保険料段階		料率	年額	月額
第 1 段階	生保受給	0.45	30,500	2,541
	80 万以下			
第 2 段階	120 万以下	0.60	40,700	3,391
第 3 段階	120 万を 超える	0.70	47,500	3,958
第 4 段階	80 万以下	0.85	57,700	4,808
第 5 段階	80 万を 超える	1.00	67,900	5,658
第 6 段階	125 万未満	1.10	74,700	6,225
第 7 段階	150 万未満	1.20	81,500	6,791
第 8 段階	200 万未満	1.35	91,700	7,641
第 9 段階	350 万未満	1.50	101,900	8,491
第 10 段階	500 万未満	1.70	115,500	9,625
第 11 段階	700 万未満	2.00	135,900	11,325
第 12 段階	1000 万未満	2.30	156,300	13,025
第 13 段階	1500 万未満	2.60	176,700	14,725
第 14 段階	2000 万未満	3.00	203,900	16,991
第 15 段階	2000 万以上	3.50	237,900	19,825



表 4 7 第 6 期計画期間における所得段階別保険料（年額）

所得段階	区 分	料率	保険料年額
第 1 段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。	0.45	30,500
	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。		
第 2 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下。	0.60	40,700
第 3 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えている。	0.70	47,500
第 4 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下。	0.85	57,700
第 5 段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えている。	1.00	67,900
第 6 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満。	1.10	74,700
第 7 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満。	1.20	81,500
第 8 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満。	1.35	91,700
第 9 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満。	1.50	101,900
第 10 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満。	1.70	115,500
第 11 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満。	2.00	135,900
第 12 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満。	2.30	156,300
第 13 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満。	2.60	176,700
第 14 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満。	3.00	203,900
第 15 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が 2,000 万円以上	3.50	237,900

### (3) 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は表48のとおりである。

表48 所得段階別第1号被保険者数 (単位：人、%)

第5期介護保険事業計画期間					第6期介護保険事業計画期間		
	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末		
	人数	構成比	人数	構成比		人数	構成比
第1段階	3,562	5.4%	3,714	5.6%	第1段階	14,924	22.1%
第2段階	10,820	16.5%	10,788	16.2%	第2段階	3,976	5.9%
特例第3段階	3,607	5.5%	3,771	5.7%	第3段階	4,020	5.9%
第3段階	3,716	5.7%	3,765	5.6%	第4段階	8,763	13.0%
特例第4段階	8,966	13.7%	8,847	13.3%	第5段階	5,067	7.5%
第4段階	4,853	7.4%	5,000	7.5%	第6段階	7,789	11.5%
第5段階	7,295	11.1%	7,564	11.3%	第7段階	2,720	4.0%
第6段階	2,598	4.0%	2,733	4.1%	第8段階	5,126	7.6%
第7段階	4,972	7.6%	5,001	7.5%	第9段階	7,469	11.0%
第8段階	7,778	11.9%	7,650	11.5%	第10段階	2,976	4.4%
第9段階	2,853	4.4%	2,932	4.4%	第11段階	1,624	2.4%
第10段階	1,569	2.4%	1,621	2.4%	第12段階	1,105	1.6%
第11段階	1,046	1.6%	1,154	1.7%	第13段階	853	1.3%
第12段階	801	1.2%	886	1.3%	第14段階	414	0.6%
第13段階	376	0.6%	417	0.6%	第15段階	786	1.2%
第14段階	696	1.1%	846	1.3%	合計	67,612	100%
合計	65,508	100%	66,689	100%			

### (4) 第1号被保険者の保険料の減免(介護保険条例第24条第1項該当の一般減免)

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたなど減免要件に該当し、やむをえない理由があると認めるときに適用される。平成27年度の承認件数は11件であった。

### (5) 第1号被保険者の保険料の減額(中野区の独自減額)

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している方を対象に実施した。

減額の要件(収入のほか、資産などが一定の条件)に該当した場合に適用される。平成27年度の減額承認件数は、表49のとおりである。

表 4 9 平成 27 年度の保険料減額承認決定状況

(単位：件、円)

区 分	減額後の保険料	件数	減額調定額
第 1 段階の場合	15,700円 第1段階の保険料額×1/2	52	797,200
第 2 段階の場合	17,300円 第2段階の保険料額×1/2	8	117,200
第 3 段階の場合	34,700円 第3段階の保険料額→第2段階の保険料額	1	6,800
計		61	921,200

## (6) 第 1 号被保険者の徴収方法別収納状況

第 1 号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が 18 万円未満の場合や年度途中で 65 歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。なお、平成 18 年 7 月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。

所得段階別の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の人数は表 50 のとおりである。おおむね被保険者全体の 4/5 が特別徴収、1/5 が普通徴収である。

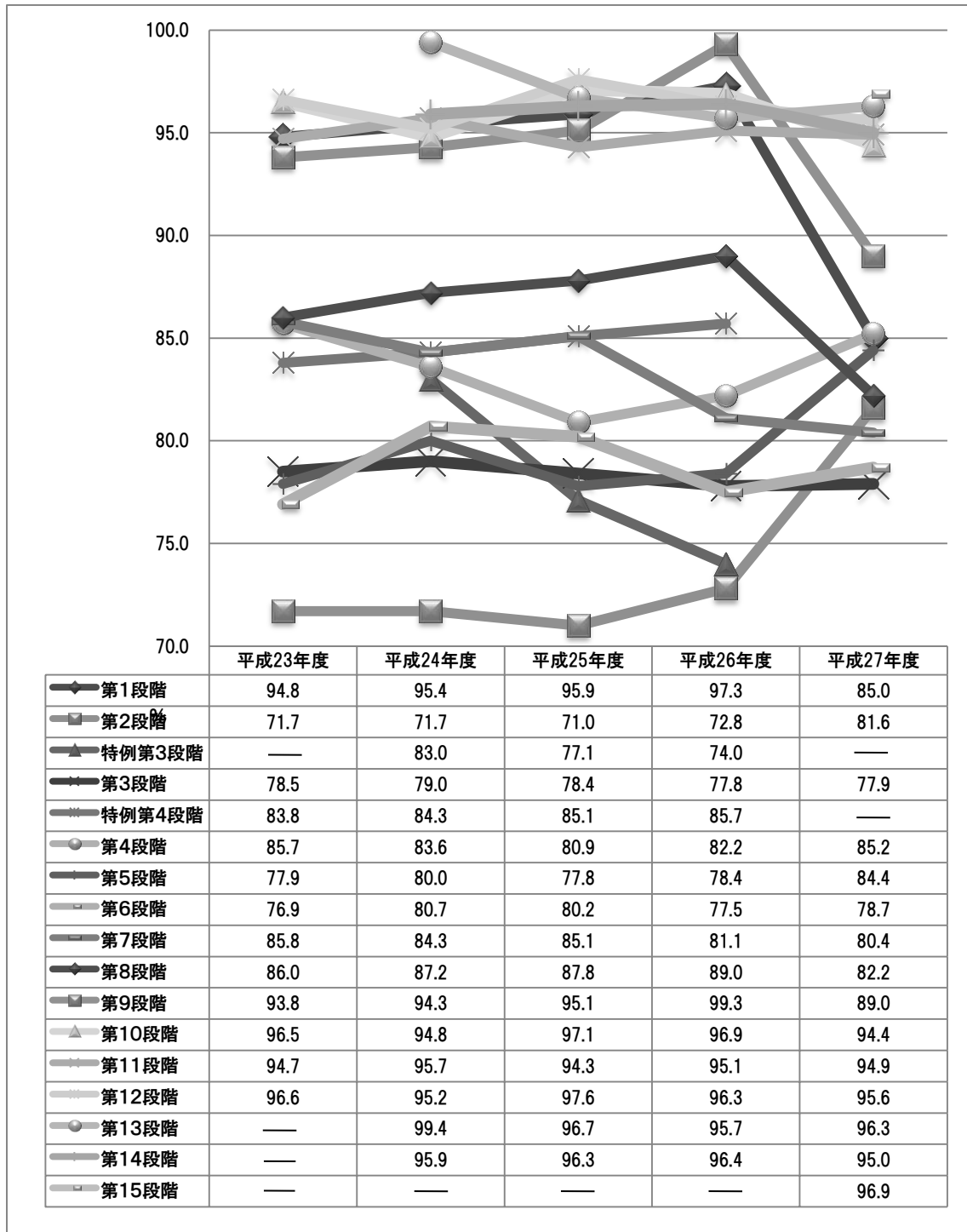
表 5 0 所得段階別特別徴収対象者数・普通徴収対象者数

(単位：人、%)

区分	第5期介護保険事業計画期間						第6期介護保険事業計画期間				
	平成25年度末			平成26年度末			区分	平成27年度末			
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計		特別徴収	普通徴収	計	
第1段階	1,108	2,454	3,562	1,167	2,547	3,714	第1段階	9,641	5,283	14,924	
第2段階	8,197	2,623	10,820	8,158	2,630	10,788		第2段階	3,710	266	3,976
特例第3段階	3,340	267	3,607	3,485	286	3,771		第3段階	3,710	310	4,020
第3段階	3,406	310	3,716	3,441	324	3,765		第4段階	7,004	1,759	8,763
特例第4段階	7,071	1,895	8,966	6,998	1,849	8,847		第5段階	4,869	198	5,067
第4段階	4,653	200	4,853	4,783	217	5,000		第6段階	6,511	1,278	7,789
第5段階	5,935	1,360	7,295	6,202	1,362	7,564		第7段階	2,357	363	2,720
第6段階	2,209	389	2,598	2,336	397	2,733		第8段階	4,397	729	5,126
第7段階	4,222	750	4,972	4,243	758	5,001		第9段階	6,378	1,091	7,469
第8段階	6,608	1,170	7,778	6,563	1,087	7,650		第10段階	2,559	417	2,976
第9段階	2,426	427	2,853	2,511	421	2,932		第11段階	1,360	264	1,624
第10段階	1,314	255	1,569	1,355	266	1,621		第12段階	901	204	1,105
第11段階	828	218	1,046	951	203	1,154		第13段階	677	176	853
第12段階	612	189	801	679	207	886		第14段階	323	91	414
第13段階	291	85	376	326	91	417	第15段階	592	194	786	
第14段階	536	160	696	668	178	846	合計(人)	54,989	12,623	67,612	
合計(人)	52,756	12,752	65,508	53,866	12,823	66,689	比率(%)	81.3	18.7	100.0	
比率(%)	80.5	19.5	100.0	80.8	19.2	100.0					

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ 51 のとおり推移している。

グラフ 5 1 普通徴収の所得段階別収納率の推移



第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表52のとおりである。

表52 第1号被保険者保険料収納状況

〔調定額の推移〕（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特別徴収調定額	2,587,112	2,592,377	3,383,959	3,482,063	3,595,066	4,070,801
普通徴収調定額	454,830	454,654	664,591	672,706	681,625	742,622
滞納繰越分普通徴収調定額	129,446	123,571	122,127	146,676	169,346	168,614
合 計	3,171,388	3,170,602	4,170,677	4,301,445	4,446,037	4,982,037

〔収入額の推移（還付未済額を含む。）〕（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特別徴収収入額	2,594,594	2,599,144	3,391,253	3,491,008	3,605,361	4,081,435
普通徴収収入額	389,589	389,911	574,881	581,188	592,281	647,035
滞納繰越分普通徴収収入額	15,405	16,599	16,156	20,679	22,802	24,057
合 計	2,999,588	3,005,654	3,982,290	4,092,875	4,220,444	4,752,527

〔収納率の推移〕

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年度分特別徴収保険料	100.3%	100.3%	100.2%	100.3%	100.3%	100.3%
現年分普通徴収保険料	85.7%	85.8%	86.5%	86.4%	86.9%	87.1%
滞納繰越分普通徴収保険料	11.9%	13.4%	13.2%	14.1%	13.5%	14.3%
合 計	94.6%	94.8%	95.5%	95.2%	94.9%	95.4%

## 7 介護サービス事業所

### (1) 介護サービス事業所数（平成28年3月現在）

区分	事業所・施設数
居宅サービス	
訪問介護	88
訪問入浴	3
訪問看護	29
訪問リハビリテーション	12
通所介護	91
通所リハビリテーション	5
短期入所生活介護	10
短期入所療養介護	3
特定施設入居者生活介護	11
福祉用具貸与	17
特定福祉用具販売	18
居宅介護支援	91
地域密着型サービス	
認知症対応型共同生活介護	17
認知症対応型通所介護	11
小規模多機能型居宅介護	6
夜間対応型訪問介護	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
施設サービス	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9
介護老人保健施設	1
介護療養型医療施設	2

### (2) 介護予防支援

中野区内には8か所の地域包括支援センターがあり、介護予防支援事業所として要支援の認定を受けた方の介護予防サービス計画を作成している。

平成18年度の介護保険法の改正により、介護予防支援事業所の指定は区の

事務とされたが、平成 26 年度の同法の改正により、運営等に関する基準も区の条例で定めることとされ、平成 27 年 3 月に介護予防支援に関する基準「中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を制定した。

### (3) 地域密着型サービス

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で暮らせることをめざし、平成 18 年度の介護保険法の改正により創設されたサービスで、地域の特性に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の指定等が東京都から区に移管された。

また、平成 24 年度の介護保険法の改正により、地域密着型サービスの運営等に関する基準を区の条例で定めることとされ、平成 25 年 3 月に「中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を制定した。

#### ① 地域密着型サービス運営委員会

平成 18 年度の介護保険法の改正により、地域密着型サービス事業者の指定、指定基準・介護報酬の設定について意見を聴くため、中野区地域密着型サービス運営委員会を設置した。

委員の任期は 2 年。定数は 7 名で、学識経験者 1 名、区内関係団体代表 4 名、被保険者 2 名で構成されている。平成 27 年度は第 5 期の委員会が設置され、任期は平成 28 年 3 月までとなっているが、委員会の開催はなかった。

#### ② 日常生活圏域別の開設状況（平成 27 年 3 月現在）

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
認知症対応型共同生活介護	4	72	4	80	4	60	5	63	17	275
認知症対応型通所介護	1	12	3	58	5	53	2	36	11	159
小規模多機能型居宅介護	2	50	2	50	1	24	1	25	6	149
夜間対応型訪問介護	箇所数 1(全域)								1	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 2(全域)								2	—

#### (4) 施設整備の進捗状況

##### ① 平成 27 年度施設整備等介護サービス基盤整備の状況

##### ア 中野富士見中学校跡施設整備事業（弥生町 5-11-15）

第 4 期中野区介護保険事業計画に基づき区が公募、選定した運営事業者により、平成 27 年 1 月に着工し、平成 28 年 3 月に竣工した。（平成 28 年 6 月開設）

名 称：ハピネスホーム・ひなぎくの丘

運営事業者：社会福祉法人武蔵野療園

- ・特別養護老人ホーム（定員 68 名）
- ・短期入所生活介護（定員 8 名）

##### イ 東京都住宅供給公社中野広町住宅用地活用事業（弥生町六丁目 22 番 6 ほか（地番））

東京都住宅供給公社が社会福祉法人を公募、運営事業者を選定し、公社所有地に介護保険施設を整備する計画を決定した。（平成 29 年 10 月着工予定。平成 31 年 4 月開設予定）

運営事業者：社会福祉法人サンフェニックス

- ・特別養護老人ホーム（定員 84 名）
- ・短期入所生活介護（定員 12 名）
- ・介護老人保健施設（定員 64 名）

##### ウ 地域密着型サービス等事業者の選定

平成 27 年度に着工し、平成 28 年度に施設を開設する事業者を選定した。

- ・認知症高齢者グループホーム（定員 18 名）

名 称 等：（仮称）グループホーム新中野陽だまり（中央 5-41-18）

運営事業者：生活協同組合パルシステム東京

開 設：平成 28 年 12 月開設予定

- ・都市型軽費老人ホーム（定員 20 名）

名 称 等：（仮称）愛の家都市型軽費老人ホーム中野沼袋（沼袋 4-2  
3-2）

運営事業者：メディカル・ケア・サービス株式会社

開 設：平成 28 年度 11 月開催予定



## ② 第5期事業計画期間内の整備の進捗状況

	第6期事業計画整備目標		第6期事業計画期間内の整備(採択)数 (平成28年3月末現在)	
	施設数	定員	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	90	0	0
小規模多機能型居宅介護	4	100(登録)	0	0
認知症対応型共同生活介護	9	162	1	18
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	2	170	0※	0
ショートステイ	—	36	0	0

※中野富士見中学校跡施設整備事業（ハピネスホーム・ひなぎくの丘）は、第4期事業計画における採択事業のため、この表の対象としていない。

## (5) 江古田の森保健福祉施設

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づく運営協議会を設置し、運営事業について協議している。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団3名、中野区3名の計6名で構成され、平成27年度は2回開催した。

## 8 介護保険の円滑な利用のための各種施策

### (1) 利用者負担の軽減

#### ① 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計15サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は表53のとおり推移している。

表53 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	130	256	97	226	83	203	123	271	92	340

② 高額介護サービス費の支給

介護サービス利用者は、利用の際に介護サービス費用の1割（平成27年8月から一定以上所得者は2割）を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。

高額介護サービス費の支給実績は表54のとおりである。なお、平成17年10月から、区市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方について、上限額が24,600円から15,000円に引き下げられた。また、平成27年8月から現役並み所得に相当する方がいる世帯について、上限額が37,200円から44,400円に引き上げられた。

表54 高額介護サービス費支給実績 (単位：件、千円)

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				左記及び右記以外の世帯		現役並み所得者に相当する方がいる世帯※		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月		上限額44,400円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	4,549	49,423	17,556	215,585	4,173	27,479	3,239	15,584			29,517	308,071
平成24年度	5,469	57,488	18,409	231,743	4,770	33,686	3,822	18,751			32,470	341,668
平成25年度	5,478	57,644	19,348	246,386	5,086	35,100	4,561	23,588			34,473	362,718
平成26年度	6,132	59,166	19,601	249,498	5,504	37,911	4,676	23,419			35,913	369,994
平成27年度	6,053	62,032	20,091	247,272	5,673	38,433	5,829	56,021	1,453	20,853	39,099	424,611

※現役並み所得相当は平成27年8月から

③ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成17年10月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階の方であり、具体的には表55のとおりである。また、平成27年8月から各段階とも預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下という基準が加わるとともに、世帯非課税に世帯を分離している配偶者を含めることになった。

表55 段階別負担限度額認定対象者

(1) 平成27年7月まで

利用者負担段階	対象者
第1段階	区市町村民税世帯非課税の高齢年金受給者・生活保護受給者
第2段階	区市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	区市町村民税世帯非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方（課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方など）

(2) 平成 27 年 8 月から

利用者負担段階	対 象 者	
第 1 段階	区市町村民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）の老齢年金受給者・生活保護受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第 2 段階	区市町村民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第 3 段階	区市町村民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む。）で、利用者負担段階が第 2 段階以外の方（課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方など）	

上記以外の方は利用者負担第4段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表 56 のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表 57 のとおりである。

表 5 6 居住費の負担限度額 (日額)

	負担限度額			基準費用額
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
多床室（相部屋）	0円	370円	370円	(平成27年7月まで) 370円 (平成27年8月から) 840円
従来型個室				
特養等	320円	420円	820円	1,150円
老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,970円

表 5 7 食費の負担限度額 (日額)

	負担限度額			基準費用額
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
	300円	390円	650円	1,380円

負担限度額認定者数の実績は表 58 のとおりである。

表 5 8 負担限度額認定者数 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第 1 段階	257	284	278	295	293
第 2 段階	922	1,252	1,303	1,332	934
第 3 段階	477	453	500	536	332
計	1,656	1,989	2,081	2,163	1,559

④ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している方については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。平成 27 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表 59 のとおり推移している。

表 5 9 旧措置入所者利用負担減免認定者数

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
減 額	7	3	1	1	1
免 除	19	17	10	9	8
計	26	20	11	10	9

## ⑤ 高額医療・高額介護合算療養費制度

平成 21 年度から高額医療・高額介護合算療養費の支払いを開始した。

同じ医療保険に加入する世帯内で、毎年 8 月からの 1 年間に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。

算定対象となるのは介護保険のサービス費用の 1 割相当分（平成 27 年 8 月から一定以上所得者は 2 割相当分）〔医療保険は 1 割から 3 割相当分〕であり、入院時の食費、居住費、日用品費、差額ベッド代などは対象外となる。また、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は算定対象から除かれる。

高額医療・高額介護合算療養費の支給実績は表 60 のとおりである。

表 6 0 高額医療・高額介護合算療養費 支給実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支給件数	360件	1,702件	1,814件	1,942件	2,027件
支給金額	10,324,012円	53,994,453円	59,531,737円	64,444,559円	67,877,133円

## ⑥ 制度移行措置対象者（障害者施策によるホームヘルプサービス利用者）に対する利用負担額の減額

65 歳になる前の 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、平成 18 年 4 月 1 日以降に 65 歳に到達したことで介護保険のサービス利用対象となった方について、自己負担額を全額免除する制度が設けられている。平成 27 年度に中野区で減額対象となった方はいなかった。

## (2) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、1事業計画期間(3年間)を通じての介護保険財政の安定的な運営を支えるため、平成12年4月の介護保険制度開始時に設置された。

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護給付費用等の推計を基に算出され、納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合(平成27~29年度は約22%)に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合には介護給付費準備基金に積み立てられ、下回った場合には不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

このような運用により、介護保険の収支を均衡させ、同時に後年度の費用不安に備える機能をもっている。

第2期介護保険事業計画期間(平成15~17年度)では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、3年間で合計327,238,704円を取り崩した。

第3期介護保険事業計画期間(平成18~20年度)においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、第3期の3年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第4期介護保険事業計画期間(平成21~23年度)では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、3年間で合計507,077,737円を取り崩した。

第5期介護保険事業計画(平成24~26年度)においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、東京都財政安定化基金を活用したことや、第5期の3年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第6期介護保険事業計画(平成27~29年度)では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、3年間で8億円の取り崩しを予定している。初年度となる平成27年度では、保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったことから生じた余剰金等169,914,000円を積み立てた。

これまでの介護給付費準備基金の運用状況は表 61 のとおりである。

表 6 1 介護給付費準備基金の運用状況 (単位：円)

		積立て(+)	取崩し(-)	残高
第 1 期	平成12年度	679,183,637		679,183,637
	平成13年度	318,049,663		997,233,300
	平成14年度		570,229	996,663,071
	第1期中運用果実(利息)	172,163		996,835,234
第 2 期	平成15年度	19,827,513		1,016,662,747
	平成16年度		193,735,317	822,927,430
	平成17年度		153,330,900	669,596,530
	第2期中運用果実(利息)	2,842,727		672,439,257
第 3 期	平成18年度	294,526,696		966,965,953
	平成19年度	313,503,277		1,280,469,230
	平成20年度	305,096,002		1,585,565,232
	第3期中運用果実(利息)	14,870,393		1,600,435,625
第 4 期	平成21年度	33,890,549		1,634,326,174
	平成22年度		200,767,286	1,433,558,888
	平成23年度		340,201,000	1,093,357,888
	第4期中運用果実(利息)	18,410,833		1,111,768,721
第 5 期	平成24年度	337,208,325		1,448,977,046
	平成25年度	20,483,325		1,469,460,371
	平成26年度	94,634,740		1,564,095,111
	第5期中運用果実(利息)	11,984,610		1,576,079,721
第 6 期	平成27年度	167,714,555		1,743,794,276
	第6期中運用果実(利息)	2,199,445		1,745,993,721

※運用果実(利息)は1期(1~3年分)をまとめて記載している。

※第6期の残高及び運用果実(利息)は平成28年6月末日時点のものである。

### (3) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供するため、介護保険事業者に対し、介護従事者の定着支援や、職種・職層に応じた研修等を実施している。

#### ① 介護従事者定着支援事業の実施

##### ア 資格取得経費助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成する。

【実施状況】 申請事業者数：19 事業者  
助成人数：31 名

##### イ 初任者研修受講費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成する。

【実施状況】 助成人数：7 名

#### ② 研修の実施

##### ア 介護サービス事業所職員研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として、キャリアアップを図るための研修を実施している。

【実施状況】

研修名	実施回数	参加延べ人数
管理者研修	1回	58人
中堅職員研修	1回	73人
新任研修	1回	62人
介護従事者研修	4回	353人

##### イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修

サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施している。

【実施状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加延べ人数	104人	102人	108人	171人	89人

※25年度より1回は、「エ ケアマネジャー研修」と同時開催。

#### ウ 介護従事者育成研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に、燃え尽きないための心のケア研修を実施している。

##### 【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業者数	61 所	114 所	76 所	77 所	75 所
参加延べ人数	67 人	130 人	95 人	86 人	90 人

#### エ ケアマネジャー研修

居宅介護支援事業者のケアマネジャーに対して、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアを行うための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケアプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施している。

##### 【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施回数	3 回	4 回	3 回	3 回	4 回
参加延べ人数	272 人	385 人	316 人	329 人	406 人

※25 年度より 1 回は、「イ 訪問介護事業所サービス提供責任者研修」と同時開催。

#### オ 虐待に関する研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護従事者に対して、高齢者虐待について早期発見や対応についての研修を実施している。

##### 【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業所	73 所	99 所	102 所	78 所	93 所
参加延べ人数	94 人	126 人	119 人	103 人	114 人

#### カ 介護保険制度改正に伴う研修会

介護保険施設や介護支援事業所の介護支援専門員に対して、制度改正に伴う請求事務の変更に係る留意点及び周知事項について研修会で説明した。

【実施状況】 1 回 137 人参加



③ 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

ア 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ケアマネジャー支援	3,279 件	3,643 件	3,485 件	2,895 件	2,977 件
他機関関連相談	11,990 件	12,152 件	13,479 件	10,810 件	10,474 件

イ ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施している。

【実施状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施回数	22 回	29 回	30 回	30 回	70 回
参加延べ人数	715 人	951 人	927 人	891 人	2,330 人

④ 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発である。（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会、グループホーム部会、福祉用具・住宅改修部会、訪問看護部会）

区では、介護サービス事業者研修を共催で実施するとともに、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

#### (4) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービスの適正な運営と質の向上を図ると共に、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられるよう、介護サービス事業者に対して、訪問調査等を実施し、指導を行っている。また、前年度に指導を行った事業所を再訪問し、改善の徹底を図るためのフォロー調査を行っている。平成 27 年度の調査指導実績は表 62 のとおりである。

表 6 2 介護サービス別調査指導事業所数 (単位：事業所)

	居宅介護支援	訪問介護	介護予防支援	通所介護	福祉用具販売貸与	通所リハビリテーション	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	夜間対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人福祉施設	合計
事業所数	12	8	0	8	0	0	4	4	1	0	1	2	40
フォロー指導数	4	2	0	2	0	0	9	4	2	1	1	0	25

#### (5) 事故報告

平成 27 年度の介護サービスにおける事故報告は 317 件であった。サービス種別の受理件数は表 63 のとおり推移している。

表 6 3 介護サービス別事故報告件数 (単位：件)

サービス種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施設サービス	73	71	71	92	216	86
居宅サービス等	126	168	152	162	110	231
合計	199	239	223	254	326	317

#### (6) 苦情調整

介護保険に関して、平成 27 年度は 220 件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は表 64 のとおり推移している。平成 24 年度は、制度改正に伴い保険料が上がったため、苦情件数（保険料についての相談や要望を含む）が大幅に増加した。

表 6 4 苦情申立人別苦情の内訳 (単位：件)

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本人	64	85	1214	251	152	207
家族	25	26	33	18	17	9
ケアマネジャー	0	1	0	0	0	1
事業者・施設	0	0	0	0	0	0
その他	5	2	2	4	2	3
合 計	94	114	1249	273	171	220

苦情の内容とその対応状況の推移は、表 65 及び表 66 のとおりである。

表 65 苦情内容別内訳

(単位：件)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①要介護認定	0	2	0	0	0	0
②保険料	62	74	1225	247	150	206
③ケアプラン	0	0	0	0	0	0
④サービス提供・保険給付	29	36	21	26	21	14
合 計	91	112	1246	273	171	220
●サービスの種類(予防含む)	—	—	—	—	—	—
(再掲) 居宅介護支援	8	8	3	12	6	3
訪問介護	8	9	3	4	4	3
その他	13	19	15	10	11	8
●苦情内容	—	—	—	—	—	—
(再掲) サービスの質	9	7	2	7	11	3
従事者の態度	7	11	8	5	6	2
利用者負担	1	0	0	0	1	2
その他	12	18	11	14	3	7
⑤その他	3	2	3	0	0	0
合 計	94	114	1249	273	171	220

表 66 苦情への対応

(単位：件)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①申立者に説明・助言	68	92	1238	260	162	210
②当事者間を調整等	26	20	8	13	8	10
③他機関を紹介等	0	0	1	0	1	0
④その他	0	2	2	0	0	0
合 計	94	114	1249	273	171	220

### (7) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成 27 年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求件数は 0 件であった。これまでの状況は表 67 のとおりである。

表 67 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳

(単位：件)

年 度	請求件数	審査結果				
		棄却	原処分取消	却下	取り下げ	継続中
平成25年度	2	2	0	0	0	0
平成26年度	1	1	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0

## 9 介護保険制度の広報活動

### (1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険被保険者証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

### (2) 区報掲載

平成27年4月から平成28年3月までに区報掲載した主な介護保険関連記事は以下のとおりである。

平成27年4月	介護保険料改定のお知らせ
5月	介護保険負担限度額認定申請のお知らせ 介護職員初任者研修受講費用助成のお知らせ
6月	介護支援専門員(ケアマネジャー)試験受験要綱配布のお知らせ 65歳以上の方への介護保険料決定通知書送付のお知らせ
7月	負担割合証送付のお知らせ
10月	「介護の日」イベントのご案内
11月	平成26年度介護保険の運営状況の公表
12月	高額医療合算介護サービス費申請のお知らせ 要介護認定調査員(非常勤)募集のご案内
平成28年1月	介護給付費通知送付のお知らせ
2月	介護保険と確定申告の案内
3月	65歳以上の普通徴収の方へ介護保険料決定通知書の送付案内

※ 上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

### (3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

### (4) 「介護の日」の啓発活動

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、平成20年度より、11月11日が「介護の日」として定められた。「介護の日」には、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、介護を行う家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護に関わる啓発を重点的に実施する。

区では、平成27年度の「介護の日」にかかわる啓発事業を、中野区介護サービス事業者連絡会との共催により以下のとおり実施した。

#### 【実施期間】

平成27年11月5日から11月6日まで

#### 【実施内容】

##### ① 相談コーナーの設置

主任介護支援専門員の協力をうけ、区役所1階の区民ホールに相談コーナーを設置して来庁する区民の相談に応じ、地域包括支援センターを紹介する等を行った。また、高齢者福祉にかかわる各種パンフレットを展示し、介護保険制度、認知症、高齢者虐待等について周知を行った。

##### ② 福祉用具展示コーナーの設置

区役所1階の区民ホールに福祉用具展示コーナーを設置し、介護ベッド、ポータブルトイレ等の福祉用具を展示し、使用方法の説明等を行った。

##### ③ 中野区介護サービス事業者連絡会PRコーナーの設置

中野区介護サービス事業者連絡会のPRコーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示を行った。

##### ④ 介護保険制度説明会

地域包括支援センターの協力をうけ、介護保険制度のしくみや介護サービスの利用方法を紹介するDVDの上映と説明を行った。

(この実施期間の他、友愛クラブからの要望を受けて団体活動の場に伺い、同様の説明会を開催した)

⑤ 認知症サポーター養成講座

区民の方が認知症についての正しい知識をもち、認知症の方やその家族などを見守る応援者となってもらえるよう、認知症サポーター養成講座を開催した。

⑥ 介護サービス事業所見学・体験

区内の介護サービス事業所が主催し、11月中に行うイベントや施設見学会等についてイベント情報を収集し、パンフレットを作成して区民への周知を図った。

## 10 介護保険部会

### (1) 第7期中野区健康福祉審議会「介護・地域包括ケア部会」の設置

介護保険事業の充実や改善、介護保険事業計画の審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

第7期については名称や部会の構成を改め、中野区健康福祉審議会介護・地域包括ケア部会は、平成27年2月10日に発足し、平成27年度については、第6期介護保険事業計画の進捗状況の報告や、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みなどについて審議した。

### (2) 部会員構成

部会は学識経験者、区内関係団体代表、区内事業者代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

第7期健康福祉審議会介護・地域包括ケア部会委員名簿（※敬称略 平成28年3月）

		職名等(◎部会長 ○副部会長)
学識者	◎本間 昭	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
	○岡本 多喜子	明治学院大学 社会学部長
関係団体	芦刈 伊世子	一般社団法人 中野区医師会 理事
	高松 登	一般社団法人 中野区薬剤師会 副会長
	鈴木 由美子	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 常任理事
	小野 武	中野区民生児童委員協議会 副会長
事業者	宮原 和道	NPO法人ピクニックケア 理事長
	平林 ちよ子	社会福祉法人浄風園特別養護老人ホーム浄風園 施設長
	宮澤 素子	社会福祉法人慈生会中野北ベタニア訪問看護ステーション 管理者
	植元 広恵	社会福祉法人武蔵野療園上鷺宮地域包括支援センター 所長
公募委員	北川 侑子	公募委員
	秋山 一宏	公募委員

### (3) 開催状況

平成27年度は以下のとおり開催した。

#### 【部会開催状況】

- 第10回 平成28年3月25日
- 計画の進捗状況
  - 給付の計画と実績との比較
  - 地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組み
  - 介護保険サービス基盤の整備状況

#### 【全体会の開催状況（介護保険に関する部分のみ抜粋）】

実施無し



補足資料

介護保険特別会計の決算状況

平成27年度介護保険特別会計歳入内訳(収入済額) (単位:円、%)

区 分	平成25年度	平成26年度		平成27年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	4,092,876,500	4,220,446,200	3.1	4,752,528,500	12.6
2 使用料及び手数料	0	3,600	皆増	300	-91.7
3 国庫支出金	4,486,132,294	4,726,316,213	5.4	4,749,405,793	0.5
1 国庫負担金	3,389,502,590	3,565,881,576	5.2	3,693,019,390	3.6
2 国庫補助金	1,096,629,704	1,160,434,637	5.8	1,056,386,403	-9.0
1 調整交付金	969,787,000	1,007,885,000	3.9	901,623,000	-10.5
2 地域支援事業介護予防交付金	8,580,600	10,423,525	21.5	6,931,046	-33.5
3 地域支援事業包括・任意交付金	116,504,104	131,487,112	12.9	126,279,354	-4.0
4 共通番号制度	—	—	—	11,653,003	皆増
5 介護保険災害臨時特例補助金	974,000	568,000	-41.7	900,000	58.5
6 介護保険事業費補助金	784,000	10,071,000	1,184.6	9,000,000	-10.6
4 支払基金交付金	5,410,586,134	5,668,144,266	4.8	5,451,156,965	-3.8
1 支払基金交付金	5,410,586,134	5,668,144,266	4.8	5,451,156,965	-3.8
1 介護給付費交付金	5,396,279,134	5,656,053,266	4.8	5,443,078,775	-3.8
2 地域支援事業支援交付金	14,307,000	12,091,000	-15.5	8,078,190	-33.2
5 都支出金	2,810,659,352	2,918,681,318	3.8	2,891,753,200	-0.9
1 都負担金	2,748,117,000	2,847,726,000	3.6	2,815,662,000	-1.1
2 都補助金	62,542,352	70,955,318	13.5	76,091,200	7.2
1 地域支援事業介護予防交付金	4,290,300	5,211,762	21.5	3,465,523	-33.5
2 地域支援事業包括・任意交付金	58,252,052	65,743,556	12.9	63,139,677	-4.0
3 介護保険事業費補助金	0	0	—	0	—
4 財政安定化基金支出金	0	0	—	0	—
5 入院病床確保事業	—	—	—	9,486,000	皆増
6 財産収入	3,010,486	2,741,260	-8.9	2,199,445	-19.8
7 繰入金	2,993,246,166	3,113,879,942	4.0	3,218,479,916	3.4
1 一般会計繰入金	2,993,246,166	3,113,879,942	4.0	3,218,479,916	3.4
1 介護給付費繰入金	2,341,009,597	2,428,049,472	3.7	2,440,215,939	0.5
2 地域支援事業介護予防交付金	4,084,645	5,505,695	34.8	3,241,230	-41.1
3 地域支援事業包括・任意交付金	61,870,530	63,968,658	3.4	64,827,021	1.3
4 その他一般会計繰入金	586,281,394	616,356,117	5.1	658,767,326	6.9
5 低所得者保険料軽減繰入金	—	—	—	51,428,400	皆増
2 基金繰入金	0	0	—	0	—
1 高額介護サービス費等資金貸付基金繰入金	0	0	—	0	—
2 介護給付費準備基金繰入金	0	0	—	0	—
8 繰越金	167,087,313	157,219,869	-5.9	224,387,701	42.7
9 諸収入	1,342,572	1,598,711	19.1	1,612,630	0.9
1 延滞金加算金及び科料	248,663	190,900	-23.2	104,438	-45.3
1 第1号被保険者延滞金	184,663	190,900	3.4	92,200	-51.7
2 加算金	64,000	0	皆減	12,238	皆増
2 預金利子	182,926	184,450	0.8	199,828	8.3
3 雑入	910,983	1,223,361	34.3	1,308,364	6.9
合計	19,964,940,817	20,809,031,379	4.2	21,291,524,450	2.3

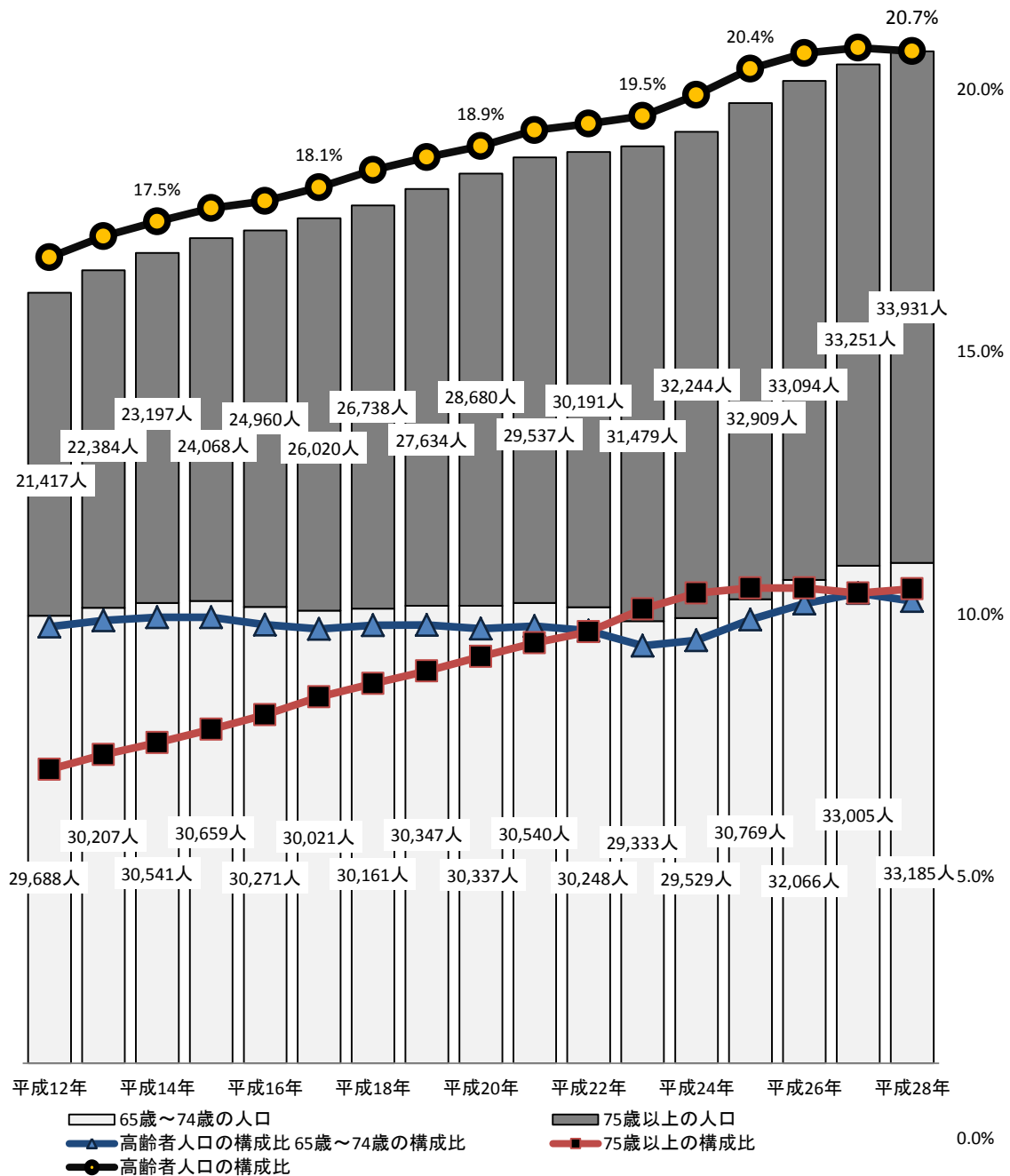
## 平成27年度介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成25年度	平成26年度		平成27年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	576,317,642	620,354,227	7.6	654,371,995	5.5
2 保険給付費	18,731,765,481	19,425,198,350	3.7	19,522,727,202	0.5
1 保険給付費	18,731,765,481	19,425,198,350	3.7	19,522,727,202	0.5
1 保険給付費	18,704,823,101	19,403,371,617	3.7	19,499,343,942	0.5
2 審査支払費	26,942,380	21,826,733	-19.0	23,383,260	7.1
3 地域支援事業費	347,013,667	370,004,494	6.6	368,939,540	-0.3
介護予防事業	32,973,160	44,377,484	34.6	26,328,244	-40.7
包括・任意事業	314,040,507	325,627,010	3.7	342,611,296	5.2
4 基金積立金	102,761,000	97,376,000	-5.2	169,914,000	74.5
5 諸支出金	49,863,158	71,710,597	43.8	113,424,784	58.2
1 償還金及び還付加算金	49,863,158	61,111,862	22.6	106,947,050	75.0
2 繰出金	0	10,598,735	皆増	6,477,734	-38.9
7 予備費	0	0	—	0	—
合 計	19,807,720,948	20,584,643,668	3.9	20,829,377,521	1.2

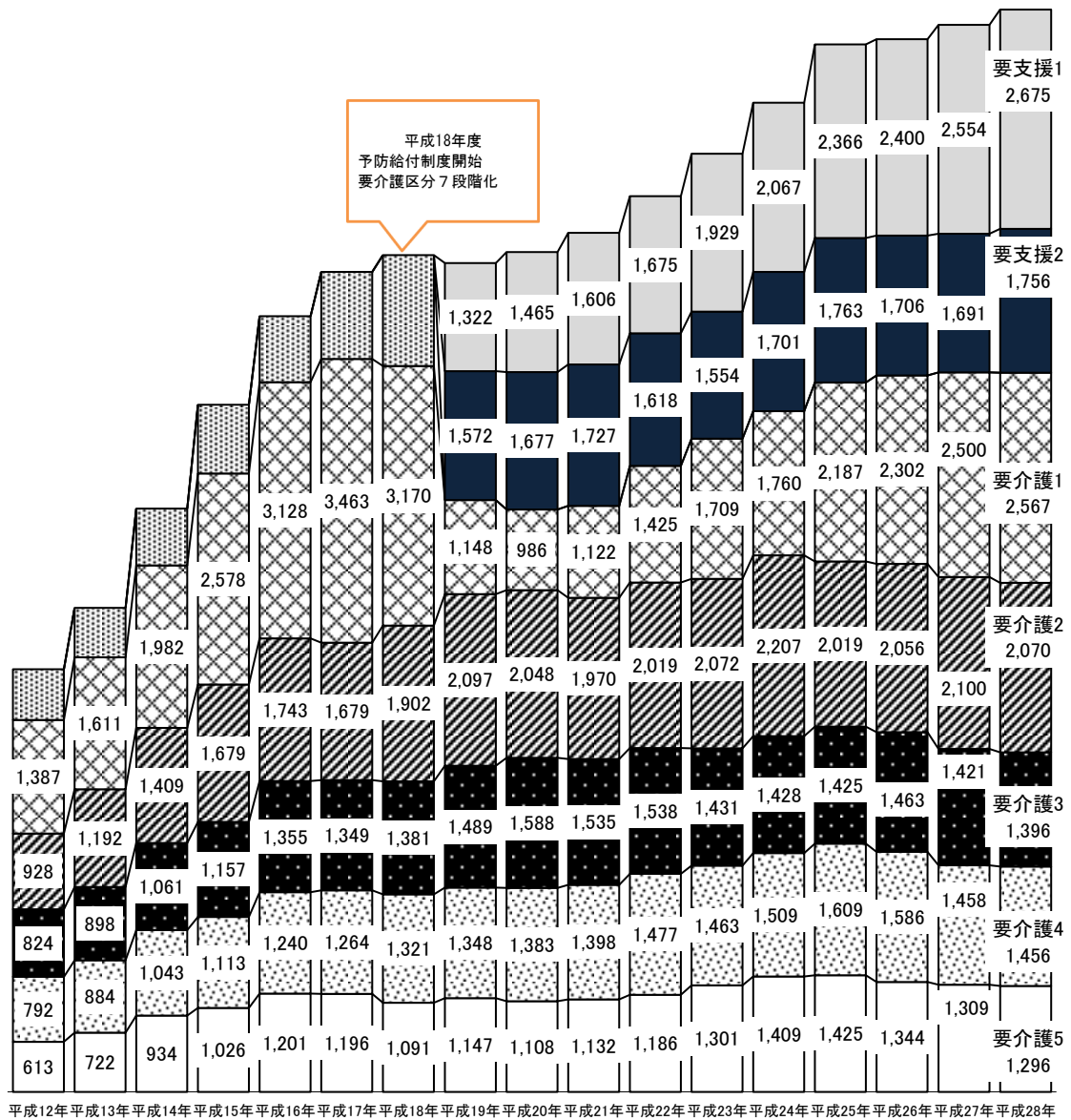
介護保険制度発足後の推移

【中野区の高齢者人口】



※各年4月1日現在

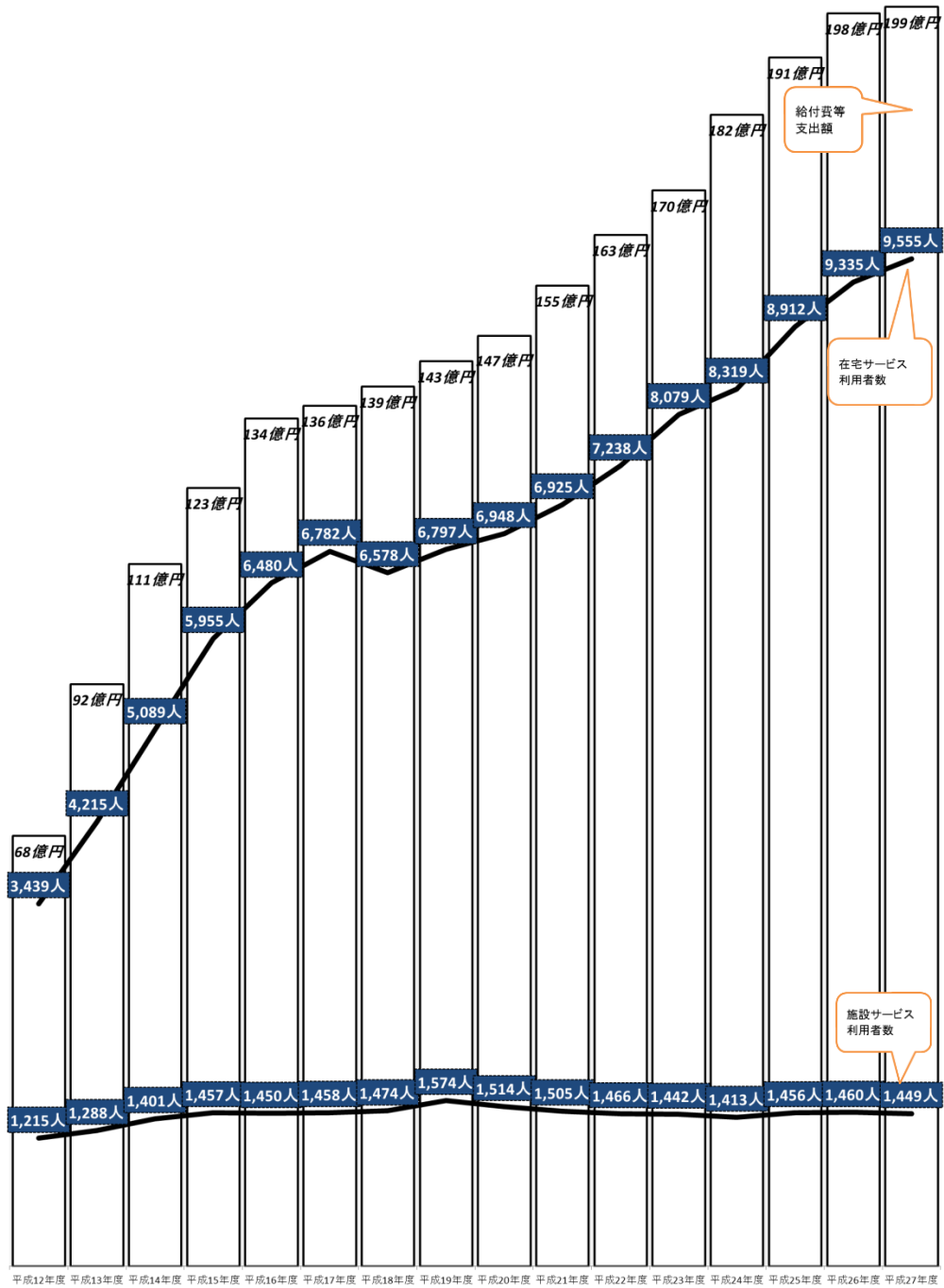
### 【要介護・要支援認定者数】



※各年3月末日現在

※グラフ中の「要支援」は、平成18年4月の制度改正以後の「要支援1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成19年3月をもって認定者は0となった。

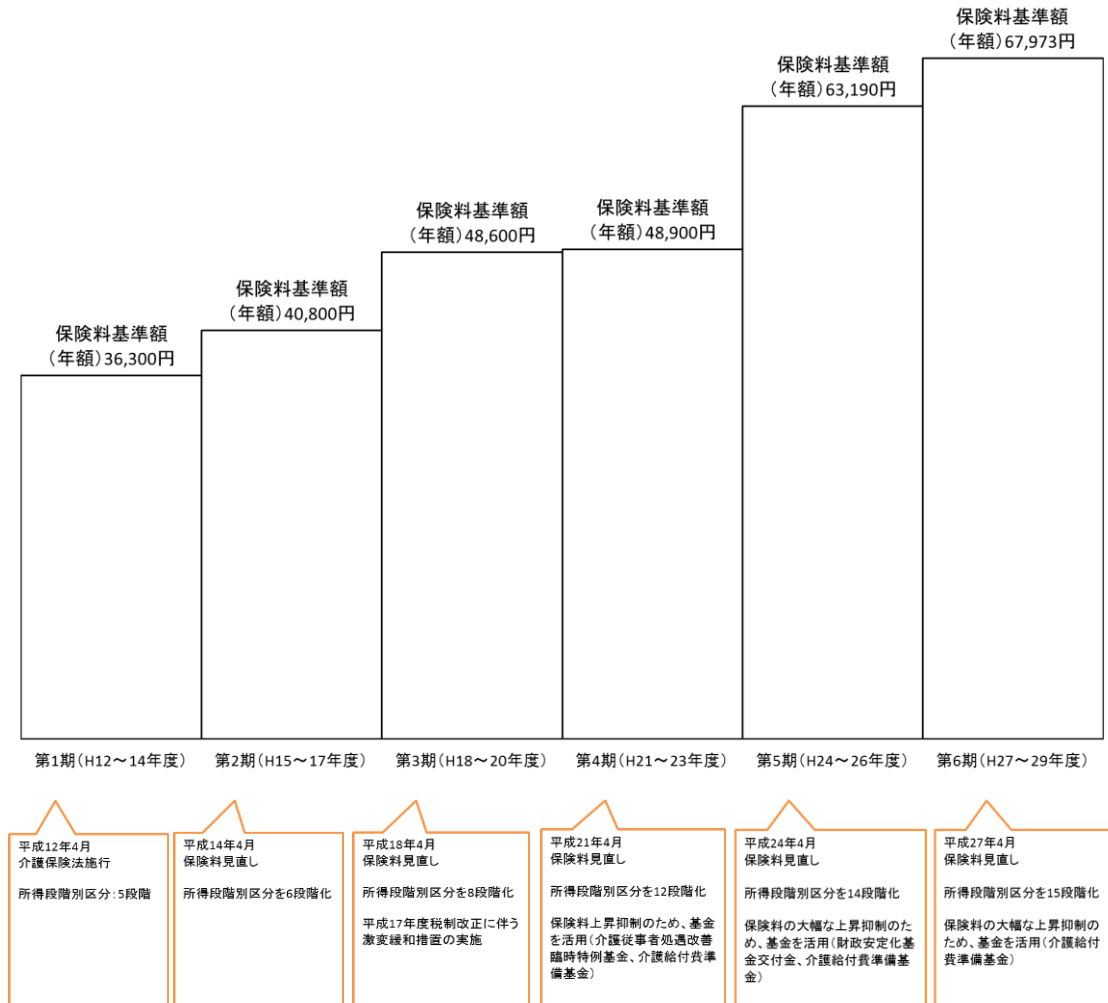
## 【介護サービス受給者数と保険給付費支出額】



※棒グラフ…各年度の保険給付費諸費と地域支援事業費の歳出決算額の合計数値

※折れ線グラフ…各年度3月末日現在の介護サービス受給者数

## 【介護保険料】



※保険料基準額… 3年を1期とする介護保険事業計画期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して設定する。

※所得段階別区分…負担能力に応じた保険料負担を求める観点から、住民税課税状況や所得に応じて段階別に区分して保険料率を設定する。

中野区介護保険の運営状況（平成27年度）

平成28年10月発行

中野区区民サービス管理部介護保険担当

28中区介第1233号